

人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国



むつ市長期総合計画

ごあいさつ



むつ市は、平成17年3月14日、むつ市、川内町、大畑町及び脇野沢村の4市町村が合併し、それぞれの地域が持つ歴史や文化、そして郷土を愛する思いを受け継ぎ、新「むつ市」として新たな未来へと歩みだしました。

21世紀に入り、本格化した人口減少・少子高齢化社会の到来、情報通信技術の飛躍的な進展、グローバル化した経済競争、さらには地方分権の一層の推進など、本市を取り巻く社会情勢は大きな転換期を迎えており、時代の変化に対応した行財政運営が求められています。

こうした中、本市は、合併協議会で策定されました「新市まちづくり計画」を踏襲し、かつ、尊重しつつ、市民が誇りと夢や希望を抱いて暮らすことのできる魅力あるまちづくりを進めるため、この度、10か年のむつ市長期総合計画を策定いたしました。本計画では、市の将来像として「人と自然が輝くやすらぎと活力の大地 陸奥の国」を掲げ、その実現のために「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本方針を定めております。

本計画の推進に当たりましては、まちづくりの主役は市民であるとの原点に立ち、市民の皆様の声をよく聴き、ともに考えながら、むつ市発展のため全力で取り組んで参ります。

最後に、本計画策定に当たり貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました総合開発審議会委員の皆様並びに市議会議員各位、そして関係機関の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成20年3月

むつ市長 宮下 順一郎

第1部 序 論

第1章 計画概要	2
1. 計画の趣旨	2
2. 計画の構成	2
3. 計画の期間	2
第2章 計画の基盤と背景	3
1. 地理・自然的条件	3
2. 沿革	3
3. 人口及び世帯数	4
4. 産業構造	5
第3章 主要課題	6
1. 財政の再建	6
2. 医療機能の再編	6
3. 交通ネットワークの改善	7
4. 消防・防災体制の整備	7
5. 情報ネットワークの整備	8
6. 産業の活性化及び雇用の創出	8
7. 電源立地に係る振興策	9
8. 少子高齢化対策	9
9. 地域の総合力の向上	10
10. 地域の人づくり	10

第2部 基本構想

第1章 基本構想策定の目的（基本的な考え方）	12
第2章 目標年次	12
第3章 市の将来像及び実現に向けた基本方針（施策の概要）	12

第1節 将来像（基本理念）	12
第2節 基本方針（まちづくりの方針）	13
1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり	13
2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり	14
3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり	14
第4章 施策の大綱（施策項目、施策内容）	15
1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり	15
(1) 観光の振興	15
(2) 特色ある地域産業の育成	15
(3) 豊かな環境の創造	16
(4) 個性豊かな地域文化の伝承と創造	16
(5) 海洋科学研究拠点の形成	17
2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり	17
(1) 一体的な地域の形成	17
(2) 市民協働の施策展開	18
(3) 地域コミュニティの構築	18
(4) 新たな行財政システムの構築	19
3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり	19
(1) 保健・医療の充実	19
(2) 福祉の充実	20
(3) 教育の充実	21
(4) 男女共同参画社会の形成	22
(5) 安全で安心な環境の充実	22

第3部 基本計画

〔施策の体系図〕	26
1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり	
(1) 観光の振興	
① 広域周遊型観光の形成	28
② 第1次産業との関係	29
(2) 特色ある地域産業の育成	
① 農林水産業の振興	30

②商工業の振興	32
③エネルギー関連産業の育成	33
④新たな産業の創造	34
(3) 豊かな環境の創造	
①循環型環境社会の創造	35
②自然環境の保全	37
③住環境の整備	39
④計画的な土地利用の推進	41
(4) 個性豊かな地域文化の伝承と創造	
①地域文化の発掘創造及び保存伝承	43
②地域文化の発信交流	45
(5) 海洋科学研究拠点の形成	
①関連研究機関等の誘致集積	46
②周辺環境等の整備	47
2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり	
(1) 一体的な地域の形成	
①道路基盤の整備	48
②公共交通の確保	49
③広域交通ネットワークの形成	50
④電子自治体の推進	52
(2) 市民協働の施策展開	
①市民協働の施策展開	54
②多様な市民活動の支援	55
③広報広聴の充実	56
(3) 地域コミュニティの構築	
①コミュニティ自治の実現	58
②世代間交流の促進	59
(4) 新たな行財政システムの構築	
①効率的な行政運営	60
②財政の健全化	62
③広域行政の推進	63
3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり	
(1) 保健・医療の充実	
①保健活動の充実	64
②医療体制の充実	66

③健康づくり施策の展開	68
④国民健康保険の充実	70
(2) 福祉の充実	
①高齢者福祉の充実	71
②児童福祉の充実	73
③障害者福祉の充実	75
④社会福祉の充実	77
⑤青少年の健全育成	79
⑥国民年金の充実	80
(3) 教育の充実	
①幼児教育の充実	81
②学校教育の充実	82
③社会教育の充実	85
④スポーツ・レクリエーション活動の充実	88
⑤地域間交流の促進	89
(4) 男女共同参画社会の形成	
①男女共同参画社会づくりに向けた意識改革	91
②家庭、地域、職場における男女共同参画の実現	92
(5) 安全で安心な環境の充実	
①防災対策の充実	93
②消防・救急体制の充実	95
③公害対策の充実	97
④環境衛生対策、廃棄物対策の充実	98
⑤水道の安全・安定供給の確保	100
⑥交通安全の確保	102
⑦防犯対策の充実	103

資 料

1. むつ市長期総合計画策定経過	106
2. むつ市総合開発審議会委員名簿	108
3. むつ市総合開発審議会への諮問	109
4. むつ市総合開発審議会からの答申	110
5. 用語解説	116

第1部 序論

第1章 計画概要 2

1. 計画の趣旨
2. 計画の構成
3. 計画の期間

第2章 計画の基盤と背景 3

1. 地理・自然的条件
2. 沿革
3. 人口及び世帯数
4. 産業構造

第3章 主要課題 6

1. 財政の再建
2. 医療機能の再編
3. 交通ネットワークの改善
4. 消防・防災体制の整備
5. 情報ネットワークの整備
6. 産業の活性化及び雇用の創出
7. 電源立地に係る振興策
8. 少子高齢化対策
9. 地域の総合力の向上
10. 地域の人づくり

第1章 計画概要

1. 計画の趣旨

本計画は、むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会が旧4市町村の長期総合計画を踏まえて、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、新市の速やかな一体化を促進し、地域の一体的な発展と住民福祉の向上を図るため、平成16年10月に作成した「新市まちづくり計画^{*}」を踏襲し、かつ、尊重しつつ、今後の本市のまちづくりを総合的及び計画的に推進するためのものです。

2. 計画の構成

本計画は、本市のまちづくりを推進していくための「基本構想」と、その目標達成に向けた主要施策を示した「基本計画」及びその計画に基づいて具体的な施策を展開していく「実施計画」で構成します。

3. 計画の期間

(1) 基本構想

計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

計画の目標年度を平成19年度から平成23年度とし、前期と後期の各5か年に分けてまちづくりの指針を示します。

(3) 実施計画

計画の期間は、3年間とし、毎年度計画内容の見直しを行います。

第2章 計画の基盤と背景

1. 地理・自然的条件

本市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島に位置し、南北約35km、東西約55kmにわたっています。隣接する市町村は、東に東通村、南に横浜町、西・北に大間町、風間浦村、佐井村となっています。

また、南から西にかけては、陸奥湾及び平館海峡を挟んで青森市などの各市町村と面し、北は津軽海峡を挟んで北海道と面しています。

本市の面積は、県面積の約9%に当たる863.78km²となっています。

本市の地形は、恐山山系の外輪山を形成する釜臥山を中心とし、東部は平野など比較的なだらかな地形が広がり、北部及び西部は自然に溢れ、緑豊かな山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっています。

本市は、四季のはっきりとした気候で、夏季は短く、温暖で湿度が少ない、比較的過ごしやすい季節ですが、冬季は降雪期間が長く、積雪が最大となる2月中旬には、恐山等の山間部で1m以上、平野部及び海岸部ではおおむね70cmの積雪となり、厳しい気象条件となります。

一方、本市の広範にわたる部分が下北半島国定公園に指定され、また、各地に風光明媚な景色や温泉が点在するなど、豊かな自然の恵みを受けた地域となっています。

2. 沿革

明治22年の市町村制施行により、田名部村、大湊村、川内村、大畑村、脇野沢村が誕生しました。その後、田名部村は明治32年に、川内村は大正6年に、大湊村は昭和3年に、大畑村は昭和9年に町制を施行しました。

下北地方の政治、経済、交通の中心地として成長してきた田名部町と、海軍水雷団が設置され、戦後の軍解体を経て自衛隊の基地として発展を遂げた大湊町は、下北地方の中核都市として人口10万人の田園工業都市を目指し、昭和34年9月1日に「大湊田名部市」として合併、翌年の8月1日に全国初のひらがなの市「むつ市」に改称しました。

さらに、平成17年3月14日には、ホタテ養殖等の漁業を中心としたまちづくりを進めてきた川内町、室町時代から続いているヒバ材搬出等の林業及びイカを中心とした漁業等によりまちづくりを進めてきた大畑町、鱈とともに歩み、まちづくりを進めてきた脇野沢村が合併し、新「むつ市」としてスタートを切ったところです。

昭和30年代の我が国経済は、重化学工業を中心として高度経済成長の道を歩み、旧むつ市においても産業の発展をむつ製鉄事業に託しましたが、鉄鋼業界の構造

不況等により断念した経緯があります。

本市では、昭和40年代から今日に至るまで依然として工業化が進んでいませんが、就業機会の拡大と所得水準の向上を中心に産業、交通、福祉、環境等総合的な都市基盤の整備を推進してきました。

この間、大湊港の重要港湾昇格（平成11年特定地域振興重要港湾*に変更）をはじめ、むつはまなすライン（国道279号）や下北半島を一周する道路（国道338号）の国道への昇格、原子力船「むつ」（現在は、世界最大級の海洋地球研究船「みらい」）の関根浜新母港の完成、アツギむつ(株)をはじめとする企業の誘致、中心市街地の整備、下北半島の観光資源の中心である恐山一帯の観光施設の整備、むつ運動公園や都市公園の整備、小中学校及びむつ総合病院の改築、しもきた克雪ドームの新設等、下北地方の中核都市として産業、交通、福祉、環境等総合的な都市基盤の整備と就業機会の拡大、所得水準の向上に努めてきました。

3. 人口及び世帯数

平成17年国勢調査における人口は、64,052人となっており、戦後の推移をみると、昭和60年の71,857人をピークに減少傾向となっています。

世代別人口についてみると、平成17年では総人口に占める年少人口（0～14歳）の比率は14.69%、老年人口（65歳以上）の比率は22.28%となっており、今後も少子高齢化の傾向にあります。

また、世帯数は24,476世帯で、1世帯当たりの人数は2.6人となり、核家族化や高齢者世帯など世帯の小規模化が進んでいます。

人口推計

(単位：人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
年少人口 (～14歳)	12,166 (17.90%)	10,593 (15.81%)	9,408 (14.69%)	8,406 (13.38%)	7,282 (11.97%)	6,303 (10.78%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	45,058 (66.29%)	43,746 (65.27%)	40,373 (63.03%)	38,921 (61.97%)	36,052 (59.25%)	33,110 (56.62%)
老年人口 (65歳～)	10,745 (15.81%)	12,683 (18.92%)	14,271 (22.28%)	15,483 (24.65%)	17,509 (28.78%)	19,065 (32.60%)
人口総数	67,969	67,022	64,052	62,810	60,843	58,478

※ 括弧内は構成比

※ 平成17年までの数値は「国勢調査」、平成22年からの数値は「コーホート要因法*」による推計値

4. 産業構造

本市の国勢調査における産業別就業人口を見ると、昭和50年から平成12年にかけて第1次産業は減少、第2次産業は横ばい、第3次産業は増加傾向にありましたが、平成12年と平成17年の調査を比較すると第2次産業での就業者数の減少が顕著となっています。

今後の就業人口は、平成12年までは横ばい傾向でしたが、人口総数の減少や少子高齢化の進行に伴い、更に減少することが予想されます。

産業別就業人口の推移

(単位：人)

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	6,857 (22.07%)	4,722 (14.89%)	4,428 (14.04%)	3,532 (11.39%)	2,771 (8.49%)	2,007 (6.39%)	1,900 (6.59%)
第2次産業	7,821 (25.18%)	8,350 (26.33%)	7,610 (24.12%)	7,574 (24.44%)	8,623 (26.43%)	8,286 (26.37%)	6,293 (21.83%)
第3次産業	16,305 (52.48%)	18,627 (58.75%)	19,489 (61.78%)	19,879 (64.14%)	21,233 (65.07%)	21,116 (67.21%)	20,365 (70.63%)
分類不能	83 (0.27%)	8 (0.03%)	18 (0.06%)	9 (0.03%)	4 (0.01%)	9 (0.03%)	274 (0.95%)
就業者総数	31,066	31,707	31,545	30,994	32,631	31,418	28,832

※ 括弧内は構成比

※ 数値は「国勢調査」

第3章 主要課題

1. 財政の再建

本市においては、景気回復の兆しが見えず、市税や地方交付税*の減少傾向に歯止めがかからないことから、一般財源*の確保が年々困難な状況にあります。

一方、歳出では、職員の高年齢化による人件費の上昇、少子高齢化や障害者の自立支援対策等による扶助費、国の景気浮揚対策等に対応した事業等に伴う公債費*の増大など、義務的経費*の割合が歳出全体の約半分を占め、財政の硬直化が著しい状況にあります。

このため、職員の削減等により組織機構のスリム化に取り組むとともに、積極的なアウトソーシング*の導入による物件費*等の抑制、公債費負担の軽減を図るための市債*発行額の抑制等、計画的かつ効率的な財政運営がますます重要となっています。

地方分権*が声高に叫ばれ、地方公共団体の経営という視点が今まで以上に問われる時代ですが、住民福祉の向上や地域経済の振興等、活力ある地域社会を実現していかなければなりません。

地域社会を健全な形で経営していくためには、非常事態にある財政の再建が喫緊の重要課題であり、電源地域という特性を最大限に活用することで安定的な財政基盤の確立を図る必要があります。

2. 医療機能の再編

合併前のむつ市及び下北郡の各町村は、地域の医療を守っていくため、昭和46年に行政区域を越えて大同団結し、一部事務組合*下北医療センターを設立して下北地域保健医療圏域内の病院及び診療所を運営してきました。

しかしながら、実際の運営においては、個々の構成市町村に各病院・診療所の経営、人事、財政、医師確保等が委ねられ、一部事務組合による一元管理のメリットが活かされていない状況にあります。

このことが、経営効率を著しく妨げる要因となっていることから、組合解散を含めた組織の抜本的見直しを図る時期に差しかかっていると考えられます。

また、平成17年度末現在、一部事務組合下北医療センター全体で79億円を超える不良債務*を抱えており、医療機器の更新時などの起債の許可に影響を及ぼすと同時に、組合構成市町村本体の財政をも脅かす状況になってきています。

さらに、もう一つの大きな課題である医師不足の解消については、都市部への医師偏在により、当地域における医師不足は加速する一方であり、現状では、現在いる医師の確保すら容易でないことから、いかにして限られた医師の効率的活

用を図るかが大きな課題となっています。

高齢化社会を迎え、安心して住めるまちづくりを進めるためには医療の充実が不可欠であり、現状においては平成15年9月に策定された自治体病院機能再編成計画の着実な実行が必要であると考えます。

また、それと並行して、医療機関までの交通アクセスなど周辺環境の改善を図っていくことも重要な課題となっています。

3. 交通ネットワークの改善

本市は、極めて広い面積を有し、集落間の距離も長いことから、単一自治体としての一体感、連帯感の醸成のためには、道路網の整備による距離感、隔絶感の解消が重要です。このためには、周辺各地区からむつ地区へはもちろん、各地区間をつなぐ路線の整備も必要となってきます。

道路状況については、骨格である国道279号及び338号に大きく依存しており、災害などで通行不能となった際には、地域の孤立化が懸念されています。このような状況の中で、高速交通体系を担う下北半島縦貫道路をはじめ、両国道、地域間をつなぐ県道等の整備やJR大湊線の安定的な運行が大きな課題となっています。

また、本市やその周辺には、自衛隊基地や原子力関連施設が集積しており、昨今の世界情勢等をみれば、当地域がテロ行為の対象となる可能性もあることから、それら有事における避難手段としても、下北半島縦貫道路をはじめとした高速交通体系の早期整備や空路、航路を含めた移動手段の整備が急がれます。

一方、バス交通における路線バスは、高齢化が急速に進む中、お年寄りや子ども等にとって欠かせない地域交通手段となっていますが、そのほとんどが赤字路線であり、国、県、市町村の補助なしには維持が困難な状況です。

さらに、広域的な観点からみると、下北半島地域から青森市へのアクセスである離島航路、北海道や津軽半島へのフェリー航路といった海上交通の維持充実が地域の課題となっています。

また、県内の空港や新幹線停車駅へのアクセス改善も大きな課題となっています。

4. 消防・防災体制の整備

消防・防災は、地域における安心・安全な暮らしを支える上で極めて重要です。常備消防*については、現在、むつ市及び下北郡各町村が下北地域広域行政事務組合を設置して取り組んでいます。

しかし、消防・防災関連の既存の施設や設備の老朽化等が進んでおり、その整備充実が重要課題となっています。

非常備消防組織である消防団は、地域に密着した組織であり、広大な面積を持

つ本市においては、消防団の持つ地域密着性や機動力を考えれば、災害時等の役割はますます重要となることから、減少傾向にある消防団員の確保が課題であり、今後、更なる組織の強化や常備消防との連携が必要となっています。

また、災害に強い陸上交通、海上交通等の整備充実も重要な課題となっています。ことに、特定地域振興重要港湾^{*}に指定されている大湊港湾の大平ふ頭は、大規模地震時の緊急輸送拠点として、多目的耐震強化岸壁の整備が望まれています。

さらに、隣接しているしもきた克雪ドームや緑地は、緊急時や大災害発生時には防災拠点としての位置づけ、広域避難場所としての指定が必要となっています。

下北半島地域では、本市で建設計画が進められている使用済燃料中間貯蔵施設^{*}、隣接する東通村で稼働中又は増設計画のある原子力発電所、大間町で建設が始められようとしているMOX燃料^{*}を使用する原子力発電所等、原子力関連施設が集中し、他の地域にはない特殊な事情を抱えていることから、これらの施設に起因する原子力災害に対する防災体制の整備が重要な課題となっています。

5. 情報ネットワークの整備

インターネット^{*}や携帯電話などICT^{*}(情報通信技術)の進展はめざましく、その活用による様々なサービスの効率的な提供が求められる中、本市においては、電子自治体^{*}の推進を目指し、市町村合併を契機に各地域の公共施設間の情報基盤として、光ファイバー^{*}による高速通信網の整備を行っています。

また、市の中心部では、民間事業者による光ファイバー網が整備され、情報基盤が整いつつあり、これら情報ネットワークの利活用により、行政サービスや企業等の活動に様々な可能性が期待されています。

一方、山間部の一部では、携帯電話が使用できない地域や平成23年からの地上デジタル放送^{*}が受信できない地域が予想されることから、基本的な情報システム自体も十分とは言えない状況となっています。

市全体での円滑な情報流通、情報共有には、ICTが重要な手段と考えられることから、光ファイバー網の効果的な利活用の推進が課題となっています。

6. 産業の活性化及び雇用の創出

本市は、少子化の進む中、就業場の不足等から若者が市外に流出しているため、急速に高齢化が進んでおり、地域活力の減退が懸念されています。

また、住民の意向としては、将来、特に重点的に取り組むべき施策として、働く場所の確保や新しい雇用の創出への関心が高くなっていることから、産業の振興により若者に魅力のある就労の場を創造することが求められています。

本市は、海に囲まれ、沿岸部を中心とした農地や内陸部の豊かな森林に覆われていることから、各地域の特性を活かす形で農林水産業が発展してきましたが、

近年の環境変化の中で厳しい状況におかれています。

また、本市においては、これまで企業誘致を積極的に行うなど、雇用の場の確保に向けて努力してきましたが、我が国の産業を取り巻く環境変化の中で、将来的にも厳しい状況となっています。

このような現状の中で、地域の持っている特色ある資源を活かした、地域ならではの産業づくりによる雇用の創出がますます重要となっています。豊かな自然資源を育み活かした付加価値の高い農林水産業、自然環境や温泉、文化的な資源を活かした観光開発、原子力関連施設の立地に伴う関連産業の育成、海を活かした海洋科学関連産業、むつ地区を中心とした新たなサービス産業の創出など、本市における各地区の特性を活かした多様な産業の育成が重要な課題と言えます。

7. 電源立地に係る振興策

下北半島地域では、本市において平成22年度操業を目指して建設計画が進められている使用済燃料中間貯蔵施設、隣接の東通村で稼働中又は増設計画のある原子力発電所、大間町で建設が始められようとしているMOX燃料を使用する原子力発電所等、原子力関連施設の立地及び計画が進められています。

電源立地市町村及び電源立地隣接市町村に対しては、電源三法交付金^{*}に基づく交付金制度があり、既に一部の地域で地域振興のための事業が実施されており、今後も見込まれています。

この制度の活用により、地域振興に結びつく様々な施策展開が可能となりますが、本市のまちづくりにおいては、各地区をいかに一つの市として均衡ある発展を図り、魅力ある地域とすることができるのか、慎重に検討していくことが必要となっています。

また、平成15年10月から交付金の用途が大幅に緩和され、特にソフト事業に対する多様性が大きくなっています。このような国の制度改正を踏まえた実効性のある事業の導入を図っていくことが特に重要となっています。

8. 少子高齢化対策

本市の世代別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口比率が大幅に減少する一方で、65歳以上の高齢化率が高まる傾向が顕著となっています。こうした少子高齢化の進展により、労働力や税収の減少など、地域活力の低下につながるものが懸念されています。

少子高齢化に係る問題は、関連する分野も多いことから、少子化、高齢化を別々に捉えるのではなく、地域社会の構造の変化として総体的に捉えていくことが必要となっています。

少子化対策としては、安心して子どもを産み育てられるよう子育てに係る施策等への取組がますます重要になってきています。

また、高齢化の進展に伴い、医療・福祉サービスの充実や生きがいづくりなどにより、高齢者が安心して、かつ、生き生きと暮らすことができる社会を築いていくことが求められます。

9. 地域の総合力の向上

本格的な地方分権の時代となり、地域のことは地域で責任をもって決め、行動することがこれまで以上に求められており、地方自治体の果たすべき役割は一層大きくなってきています。そのため、地方分権に対応した専門的で高度な行政サービスを提供することができる行財政基盤の強化充実を図る必要があります。

本地域の特色ある自然、歴史、文化、産業、科学技術関連施設等の集積、そして、豊かな人材を総合的に活かし、地域の総合力を向上させ、個性あふれる地域づくりを推進することが課題となっています。

特に、本市の面積は、合併によって広大になったことから、各地区が特色を活かした地域づくりを行うことが重要です。このような特色を持った地区が強力に連携しつつ、市としての総合力の向上を図っていくことが必要となります。

10. 地域の人づくり

本市が活力と魅力あふれる地域であるためには、創造性に優れ、豊かな感性を持ち、自立性・個性に富んだ人材を育てていく必要があります。

人は、環境の子と言われるように、次世代を担う子どもたちには、できる限りすばらしい教育環境を整える必要があります。地域においては、地域活動や社会活動などへの参加意欲を醸成し、地域社会への理解と愛着を高めていくことも必要です。

また、近年、犯罪の凶悪化や低年齢化が大きな社会問題となっていますが、これらは、核家族化の進展や見て見ぬふりをする他人への無関心が高まっていることなどの社会構造の問題が根底にあるものと思われます。

本市がやすらぎのある地域であり続けるためにも、これらの問題に対して、「人づくりは家庭から」、「地域住民が見守り支え合う人づくり」を目指すため、悪いことは他人の子どもでも叱り、良いことはみんなで誉めることなど、ささいで当たり前のことを地域の一人ひとりが取り組んでいくことが必要です。

第2部 基本構想

第1章 基本構想策定の目的 ……12 (基本的な考え方)

第2章 目標年次 ……12

第3章 市の将来像及び実現に 向けた基本方針(施策の概要) ……12

第1節 将来像(基本理念)

第2節 基本方針(まちづくりの方針)

1. 地域の個性を活かした
特色あるまちづくり
2. 市民参加による
一体的な新しいまちづくり
3. 人が生き生きし
安心して暮らせるまちづくり

第4章 施策の大綱 (施策項目、施策内容) ……15

1. 地域の個性を活かした
特色あるまちづくり
2. 市民参加による
一体的な新しいまちづくり
3. 人が生き生きし
安心して暮らせるまちづくり

第1章 基本構想策定の目的(基本的な考え方)

基本構想は、旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村で構成する合併協議会が主体となって策定した新市建設計画「新市まちづくり計画*」の理念を踏襲し、かつ、尊重して策定するものであり、地域の速やかな一体感の醸成を推進し、市民が誇りと夢や希望を抱いて暮らすことができる魅力ある街へ進化するため、むつ市の最も基本となる目標を定めるものです。

第2章 目標年次

この基本構想の目標年次は、平成28年度までとします。

第3章 市の将来像及び実現に向けた基本方針 (施策の概要)

第1節 将来像(基本理念)

人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国

本市は、豊かな自然環境の中で生活や産業が営まれており、大都市空間には見られない役割や特性を持った地域となっています。このような特性を活かして、循環型社会*の形成など、人と自然が共生し、双方が輝く地域づくりを目指すことが可能な地域です。

地域の基幹産業である農林水産業は、豊かな自然資源を活かしながら展開され

てきましたが、水揚げや魚価の低迷、食料の輸入自由化等により農林水産業は大変厳しい状況にあります。

また、当地域は、様々な文化が融合した地域であり、自然環境、温泉、食文化や歴史文化などの特色ある地域資源を有し、それが市民の心の豊かさを醸成するとともに、来訪者に対して癒しの空間を提供しています。

このような特色を活かし、第1次産業である農林水産業と観光産業を結びつけた総合的な産業の活性化を進めていく必要があります。

一方、国においては、地方分権*の推進や三位一体の改革*などを進めており、これからの地方自治体は、自らの判断で自らの責任の下に地域経営*をしていかなければならない状況に置かれてきています。

本市は、半島地域という特色ある地域環境を活かしながら、農林水産業、観光産業、原子力関連産業、海洋科学関連産業、サービス産業等を活用し、独自性及び自立性のあるまちづくりを進めていきます。

第2節 基本方針（まちづくりの方針）

市の将来像である「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現のために、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」を方針として、それぞれの分野において目標を定め、地域資源を活かしながら、行政と市民の役割分担を明確にした市民協働*のまちづくりを目指します。

1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり

本市のまちづくりは、一つの行政体として全く均質の地域を形成していくことではありません。地域の活力の創造という点からは、むしろ地域が持っている個性を大切にしながら、それぞれが特色ある地域づくりを行い、その地域が一つの行政体の中で連携することにより、大きな力が生み出されると言えます。

本市は、風光明媚な自然環境や景観によって国定公園の指定を受けていることから、自然保護思想の徹底化や自然との共存共栄を図り、また、世界の海で地球環境の保全や解明に活躍し、本市に母港を有する海洋地球研究船「みらい」とともに、自然保護、保全への取組と豊かな自然環境を世界に向けて発信していくことが重要です。

さらに、新エネルギー*に係る施設整備が検討されるとともに、使用済燃料中間貯蔵施設*の建設計画が進められ、近隣にも原子燃料サイクル施設*、原子力発電所や石油国家備蓄基地が所在しており、当地域は、正しくエネルギー基地としての様相を色濃くしていることから、人と自然とエネルギーが共存共栄する一

地域、一国家を超えた地球的課題への取組を発信し続けていかなければなりません。

また、一方では、多種多様な海産物を中心とする豊かな自然の恵みを活用した食文化の一層の進化と、それを活用した特色ある産業の育成や観光産業への活用及び海洋科学研究拠点の形成等に取り組んでいくことが必要であり、特に観光振興については、自然に育まれた多彩な癒しの効果を活用した戦略を展開していかなければなりません。

このような取組を通じ、地域の最も大きな命題の一つである雇用機会の増大を図っていくことが必要です。

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

本市のまちづくりは、新たな地域づくりのためのきっかけとなるべきものであることから、多くの市民の参画により地域全体としての一体感を醸成するとともに、地理的にもこれまで以上に密接な連携を図っていくことが求められます。

このためには、インフラ*の整備により地域の一体性を高めるとともに、市民の協働システム、地域コミュニティ*の構築、新たな行政システムづくりなどが必要であり、市民参加の多様な機会をつくり、市民が気軽に新しいまちづくりに携わることができる場の整備が必要です。

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

本市のまちづくりは、新たな社会の要請に応えるための仕組みづくりであり、その基本的なところは、地域に住む人々が多様な社会環境の変化の中で、生き生きと安心した生活ができることを前提とすることが重要です。

このためには、急速に進む少子高齢化社会への対応が喫緊の課題であり、高齢者や子育て支援に係る施策を充実し、次の時代を担っていく若者の育成のため、教育の充実を図るとともに、若者がこの地に住み続けたいと思えるような地域づくり、さらには、男女共同参画社会*に向けた地域全体の仕組みをつくっていかなくてはなりません。

また、このような安心して暮らせる環境を整備するために、徹底した防災等への取組を行っていくことが必要です。

第4章 施策の大綱(施策項目、施策内容)

1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり

(1) 観光の振興

多様な地域資源を有する本市にとって、観光は地域資源を活用した経済活動を生み出す上で重要な戦略となります。最近では、東北新幹線八戸駅の開業により首都圏と本県が身近になり、さらに、平成22年には、新青森駅まで延伸されることから、観光客の増加が大いに期待されます。面積的にも、広域で豊かな自然資源を活用した第1次産業が発達している条件を最大限に活かし、トレンド*に合った多様な観光振興を図ります。

① 広域周遊型観光の形成

本市の多様な観光資源の連係を図るとともに、周辺の観光地との連係を図ることにより、広域的な周遊型観光ルートを形成し、観光客の入込みの増大を図ります。

② 第1次産業との連係

本市の特徴的な産業である農林水産業を観光資源として活かし、その魅力を高めながら、第1次産業の振興に結びつけていきます。

(2) 特色ある地域産業の育成

自立ある地域を形成するためには、多様な地域資源を活用した特色ある産業の育成を図ることが求められます。これまで発展してきた既存産業の活性化を図るとともに、我が国の社会動向や地域特性を活かした新たな産業の育成を図り、地域の総合的な能力の向上に取り組むなど、雇用機会の拡大を目指します。

① 農林水産業の振興

基幹産業としてこれまで発展してきた農林水産業について、新たな経営戦略や技術の導入、経営環境の整備等により、再活性化を図ります。

② 商工業の振興

本市の集積を高めるために、商業や都市的サービス業の高度化を通じた中心市街地の活性化を図るとともに、高齢化社会に対応した地域商業の育成に努めながら、市内全域における商工業の振興を図ります。

③エネルギー関連産業の育成

現在、建設計画が進められている使用済燃料中間貯蔵施設*や隣接町村で建設や計画が進んでいる原子力発電所等を活用し、エネルギー関連産業の育成を図ることにより、地域産業の活性化や雇用機会の創出に努めます。

④新たな産業の創造

地域における立地条件やゆとりのある居住環境を活かして、特色ある新たな産業の導入を積極的に図ります。

(3)豊かな環境の創造

特別天然記念物のニホンカモシカや天然記念物のニホンザルなどが生息し、豊かな自然環境に恵まれていることから、今後も環境の保全に努めていくとともに、恵まれた条件を積極的に活用しながら発展していくことが求められます。このため、環境に配慮した地域整備を行い、人と自然が共生し合う豊かな環境の創造を図ります。

①循環型環境社会*の創造

豊かな自然環境を保全し、次の世代へ円滑に受け継いでいくために、循環型社会の形成を図り、環境に優しいまちづくりを推進します。

②自然環境の保全

多様な生物や自然景観などを良好な状態で保全し、人と自然とが共生可能な地域を形成します。

③住環境の整備

豊かな自然環境に囲まれた住みやすく、かつ、安らぎのある地域を形成するために、自然との調和を図りながら住環境の整備を進めます。

④計画的な土地利用の推進

多様な地域資源を有効に活用するため、それぞれの地域の市全体の中での位置づけや土地の持っている潜在的な機能に配慮し、計画的な土地利用を推進します。

(4)個性豊かな地域文化の伝承と創造

田名部まつりをはじめとして、各地区ごとに様々な祭典や伝統文化が根づいており、それが地域の特色を形成しています。このような伝統文化を積極的に伝承しながら新たな文化を創り上げていくことが求められます。これまで培わ

れてきた文化的な蓄積を大切にするとともに、新たな文化を積極的に創造することにより、住んでいる人の心が豊かになる地域の形成を図ります。

①地域文化の発掘創造及び保存伝承

多様な地域から成り立っている本市には、様々な文化的資源が存在します。これらを積極的に発掘し、新たなまちづくりの中で活用するとともに、地域固有の伝統的な文化の保存伝承に努めます。

②地域文化の発信交流

新たな文化の創造を図るため、市民を中心とした多様な文化活動の活性化を促進し、これらを活用した情報発信や人的交流を進めます。

(5)海洋科学研究拠点の形成

海洋地球研究船「みらい」の母港があり、独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所等の海洋研究機関が立地する本市は、我が国における当該分野の研究に係る重要な拠点となっています。このような集積を活かして、海洋科学に関する研究の拠点性を強化するとともに、新たな産業の育成を図ります。

①関連研究機関等の誘致集積

本市が、海洋科学に係る拠点として機能し発展するため、立地環境の整備を図るとともに、関連する多様な機関や産業の誘致を進めます。

②周辺環境等の整備

海洋科学に係る関連研究機関の誘致集積を図るため、各種インフラ*を含めた居住環境の整備を進めます。

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

(1)一体的な地域の形成

道路、港湾、情報通信などの社会基盤の整備充実を図り、これにより市内全域が一体的な地域として機能し、発展するための基盤形成を目指します。また、地域の一体性の向上と均衡ある発展を図るとともに、住民福祉の向上に努めます。

①道路基盤の整備

市内の各地域を結ぶ幹線道路*や生活道路の整備、地域間の移動時間の短縮や安全な道路交通を確保します。

②公共交通の確保

市内の公共交通の利便性を確保し、観光客を含め、高齢者や通学者など、自家用車を運転しない方々の移動手段を支えます。

③広域交通ネットワークの形成

県内各地や北海道などへの広域的な交通の利便性を高めるため、道路、航路及び鉄路などの交通ネットワークの充実を目指します。

④電子自治体*の推進

広大な面積を持つ本市における一体性の確立や情報格差の解消に極めて重要な役割を果たす情報ネットワークの活用を図り、情報共有の仕組みづくりを進めます。

(2) 市民協働*の施策展開

市の主役は、市民一人ひとりであり、市民の主体的な活動や交流等を支援します。また、市民参加のまちづくりを推進し、市民や各種団体等と行政との協働による施策を展開することにより、新たな地域経営*の仕組みを構築します。

①市民協働の施策展開

市民協働の新たな仕組みの構築に取り組みます。また、協働の核となる人材の育成に努めます。

②多様な市民活動の支援

各種コミュニティ活動やボランティア活動、NPO*活動など、多様な市民活動を支援するとともに、住民間の交流を促進します。

③広報広聴の充実

市民の行政に対する関心と理解を深め、まちづくりの状況等を正しく伝達するため、広報活動及び情報提供を推進します。また、まちづくりに市民の声を積極的に反映させる仕組みづくりを推進します。

(3) 地域コミュニティ*の構築

市民主体のまちづくりの基礎となる地域コミュニティについて、その機能の充実を目指します。

①コミュニティ自治*の実現

各町内会などにおいて、身近なことは市民自らが意思の決定や運営に参加

できる仕組みを構築し、コミュニティ自治の実現を目指します。

②世代間交流の促進

少子高齢化が急速に進む中で、世代間の交流を促進し、誰もが住みよいまちづくりや伝統文化の継承促進、また、互いを尊重し、思いやる意識の醸成等を図り、地域活力の維持向上を目指します。

(4) 新たな行財政システムの構築

効率的な財政運営と高度な行政サービスの仕組みづくりを推進するとともに、広域的な視点での行政連携を進め、地方分権*時代に対応できる充実した行財政システムの構築を目指します。

①効率的な行政運営

地域全体で支え合う仕組みづくりにより、きめ細やかな行政サービスの提供を進めるとともに、メリハリのきいた施策展開を図り、健全な財政運営の中で行政サービスの充実と高度化を目指します。

②財政の健全化

効率的かつ戦略的な財政運営を図り、財政を取り巻く厳しい社会環境下においても、健全な財政運営の確保を目指します。

③広域行政の推進

行政サービスの多様化、高度化等に適切に対応するため、広域的な連携や調整により、経費の効率化を図るとともに、効率的な市民サービスの提供を推進します。

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

(1) 保健・医療の充実

乳幼児から高齢者までの健康づくりを支え、また、総合的で質の高い医療体制の構築をより一層推進することにより、健康な心と身体を守る保健・医療の充実した地域づくりを目指します。

①保健活動の充実

総合的かつきめ細やかな保健予防対策を推進し、健康の増進や疾病の予防等に取り組みます。また、医療体制との連携をより一層推進し、いつでも安心して保健や医療などのサービスを受けることができる地域づくりに取り組

みます。

②医療体制の充実

広域医療の中核としての医療機関から市民に身近な医療機関まで、市民等の医療ニーズに対応するための総合的な地域医療体制の整備充実を図ります。また、病院経営の健全化に向けた取組を推進します。

③健康づくり施策の展開

地域に密着したきめ細やかな健康づくり施策を推進し、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。

④国民健康保険の充実

国民健康保険制度についての周知、啓発等の対策を推進するとともに、保険事業の適正かつ健全な運営基盤を確保し、被保険者等へのサービスの充実を図ります。

(2)福祉の充実

少子高齢化が進行する中で、誰もが安心して暮らすことのできる社会を構築するため、地域全体で支え合う福祉の充実を促進します。

①高齢者福祉の充実

介護保険制度による介護サービスの充実やその他の高齢者福祉サービス及び高齢者福祉施設等の整備充実を図り、高齢者やその家族が必要とする福祉サービスを適切に受け取ることができる環境づくりに努めます。また、高齢者が生きがいを持って暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

②児童福祉の充実

新しい時代を担う子どもたちが、健やかに育っていくことができる地域づくりや、安心して子どもを産み、男女ともに子育てによるこびや楽しみを感じることができるような社会づくりに向けた児童福祉の推進に努めます。

③障害者福祉の充実

ノーマライゼーション*の理念に即し、障害者（児）の日常生活を支える各種施策の充実やバリアフリー*環境の整備、社会参加の環境整備に取り組みます。

④社会福祉の充実

厳しい社会経済情勢や少子高齢化が進む中で、誰もが自立した生活ができるよう低所得者福祉対策の推進を図ります。

⑤青少年の健全育成

問題行動を早期に発見し、適切な指導を講じるため、家庭、学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成及び心豊かな子育てと健全な家庭づくりの推進に取り組みます。

⑥国民年金の充実

高齢化社会が進行する中で、老後の生活を支える国民年金制度への理解と認識を高め、全ての市民が年金受給権を確保できるよう努めます。

(3)教育の充実

まちづくりを次の世代に引き継いでいくための人づくりと、地域における特色ある文化を大切にし、育てていくため、生き生きとした人々が地域にあふれ、様々な活動に取り組むことを支える教育の充実に取り組みます。

①幼児教育の充実

人間形成の上で、重要な役割を持つ幼児教育の充実を図ります。

②学校教育の充実

義務教育においては、子どもが豊かな心を持ち、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」を育成するため、教育活動の充実や各種教育施設の充実等に取り組みます。

特別支援教育*においては、教育相談体制の整備や障害の重度化・重複化等に対応した教育システムの整備等を推進します。

高等教育においては、意欲的に高等教育を受けたいと志向する環境づくりを進めるとともに、海洋科学技術研究や海と森の自然環境に恵まれている点など、本市の特色を活かした研究機関等の誘致などに取り組みます。また、社会教育とも連携し、地域文化を学ぶ機会や社会に参画する機会を多様な形で積極的に導入することや新たな取組へのチャレンジなどを通じ、独自の「学びの環境づくり」を進めるとともに、地域の教育力となる「地域の人材」の育成を図ります。

③社会教育の充実

市民一人ひとりが生涯にわたって自己の啓発と向上を目指し、より良い地

域社会を創り出すための活動に取り組むことができる環境整備に努めます。また、市民が地域の文化に触れ、交流を積極的に行うことを支援し、文化の伝承と新しい地域文化を育む地域づくりを目指します。

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が健康を維持し、充実した生活を送るため、日常生活の中で気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及を目指します。また、スポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、スポーツ活動の充実のための施設整備等に努めます。

⑤地域間交流の促進

国際海洋科学研究都市への取組や地域の多様な文化や産業活動、学校教育に係る取組など、様々な場面を通じて国内外の諸地域との交流を促進します。

(4)男女共同参画社会*の形成

男女が社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、政策決定の場など、あらゆる分野に平等に参画し、共に社会の発展を支えていくような男女共同参画社会の形成を促進します。

①男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

男女共同参画の視点にたった意識改革や教育及び学習環境の整備に取り組みます。

②家庭、地域、職場における男女共同参画の実現

あらゆる分野での男女共同参画の実現を推進します。

(5)安全で安心な環境の充実

広大な面積と豊かで厳しい自然環境を有する本市において、安全・安心な環境のもとで市民生活や産業活動を行うことができるよう防災対策、消防・救急体制の充実、公害や廃棄物等への対策、さらには、防犯対策などの総合的な取組を推進します。

①防災対策の充実

自然災害について、地理的特性から甚大な被害を受ける可能性がある本市において、総合的な防災体制の充実を図るとともに、ICT*（情報通信技術）の発展等の社会情勢を踏まえ、実効性の高い取組を推進します。また、原子力施設等の防災対策については、総合的な監視体制の整備や広域的な避

難経路の確保等に取り組みます。

②消防・救急体制の充実

市民の生命と財産を守るため、市内全域における消防・救急体制の充実を図ります。

③公害対策の充実

産業公害や生活公害など、あらゆる形態の公害対策の充実を図り、快適で安全な環境づくりに取り組みます。

④環境衛生対策、廃棄物対策の充実

環境美化や環境衛生の向上に向けた環境衛生対策を推進します。また、ごみ、し尿の収集運搬及び処理、処分の仕組みの充実を図ります。

⑤水道の安全・安定供給の確保

安全で良質な水の安定供給の確保を図るため、水道施設の整備や危機管理体制の強化に向けた取組を推進します。

⑥交通安全の確保

モータリゼーション*社会にあって、交通ルールの遵守やモラルの向上を図るなど、交通安全の確保に向けた取組を推進します。

⑦防犯対策の充実

市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域づくりに取り組むとともに、地域、家庭、学校などの関係機関の連携のもと、防犯に向けた活動ができる環境の整備に努めます。

第3部 基本計画

[施策の体系図]	26
1. 地域の個性を活かした 特色あるまちづくり	28
2. 市民参加による 一体的な新しいまちづくり	48
3. 人が生き生きし 安心して暮らせるまちづくり	64

施策の体系図

将来像

人と自然が輝く やすらぎと

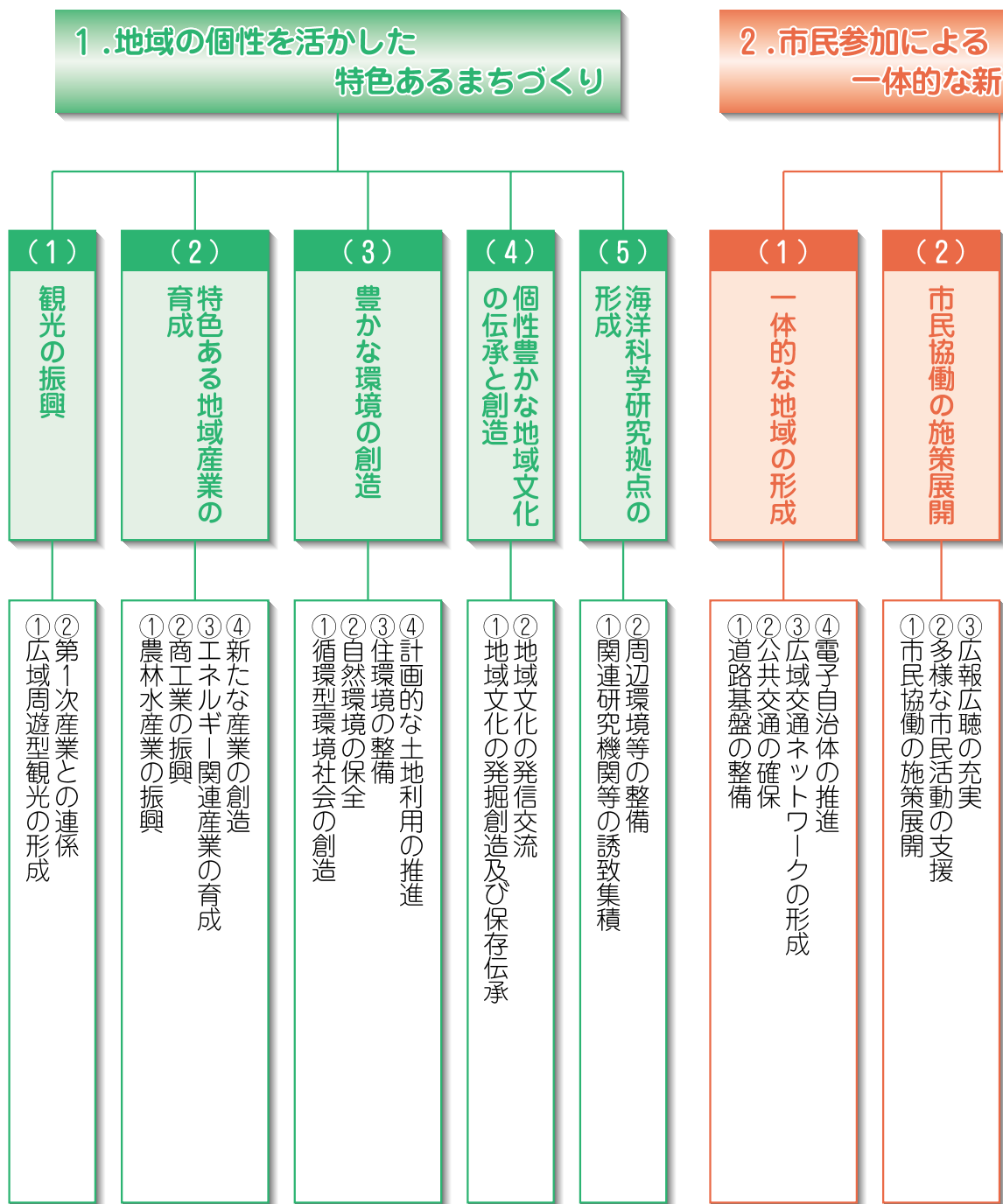
基本方針

1.地域の個性を活かした
特色あるまちづくり

2.市民参加による
一体的な新

施策項目

施策内容

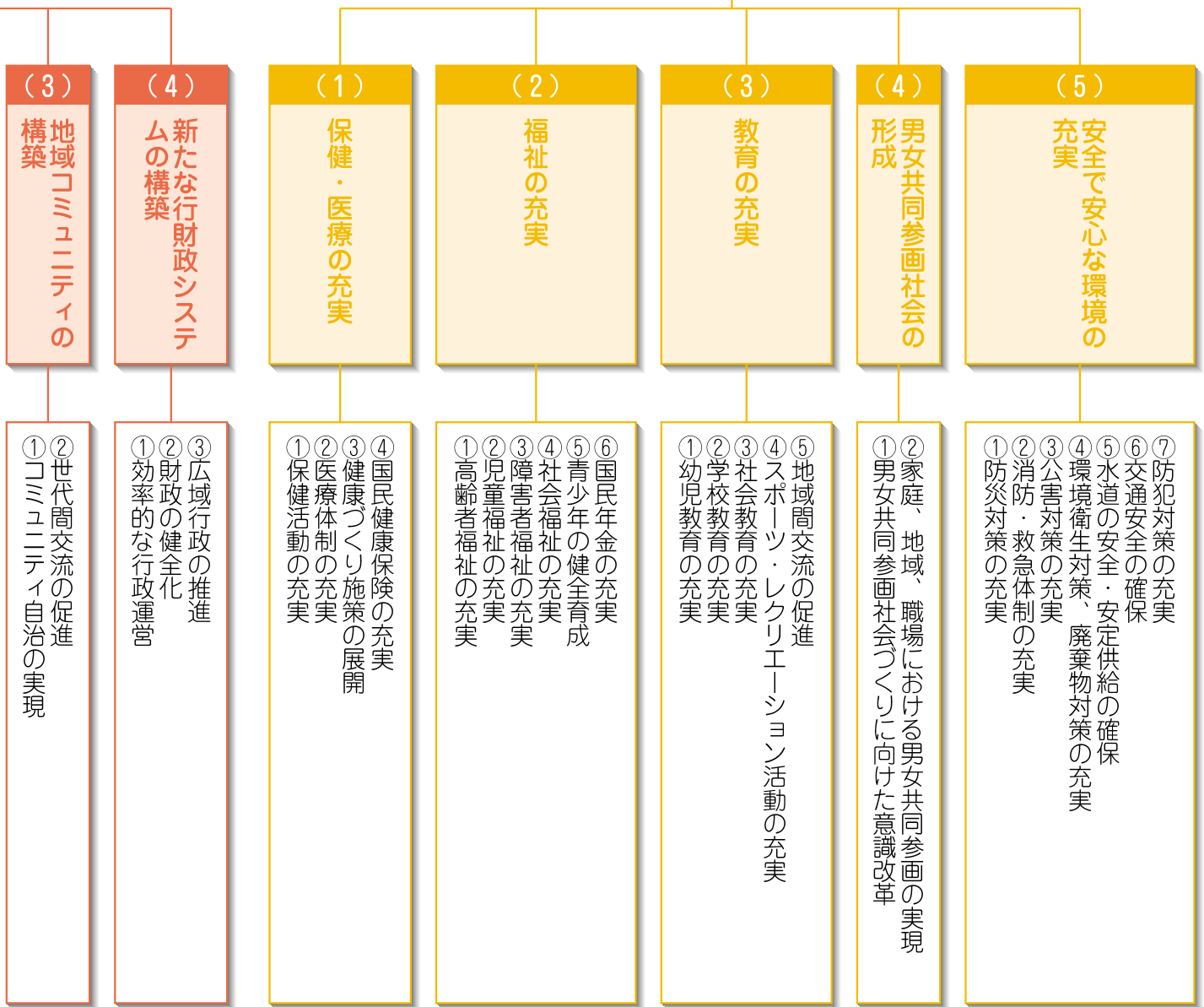


主

活力の大地 陸奥の国

しいまちづくり

3.人が生き生きし 安心して暮らせるまちづくり



要 計 画

基本方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策項目

(1) 観光の振興

施策内容

① 広域周遊型観光の形成

現況等

多様な地域資源を有する本市にとって、観光は、その資源を活用した経済活動を生み出す上で重要な産業となります。平成14年の東北新幹線八戸駅開業に続いて、平成22年には新幹線の（仮称）七戸駅と新青森駅の開業により、首都圏と本県は確実に身近になり、観光客の入込みも増えてくるものと考えられます。本市の特徴的な産業でもある農林水産業を活かし、観光資源としての魅力を高めていくとともに、多様な観光振興を図ることが必要です。

主要計画

1) 誘客のための周遊ルートの整備

むつ市を軸として、下北半島、北海道道南、津軽、南部の広域周遊ルートを整備するとともに、交通アクセスの改善に努め、誘客促進を図ります。

2) 誘客のための情報発信

ポータルサイト*の開設、広域観光パンフレットの製作及び広域観光キャンペーンの展開により、下北地域の情報発信に努め、誘客を図ります。

3) 誘客のための資源開発

各種産業、生活及び文化等と連携し、それぞれの資源の発掘を図ることにより、誘客に努めます。

4) 受入体制の整備

下北の自然を紹介するガイドの育成等を図ることにより、受入体制の整備を促進します。

基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(1) 観光の振興

施策
内容

②第1次産業との関係

現況等

本市の主要な産業である農林水産業を活かし、観光資源としての魅力を高めるとともに、観光をテコにした第1次産業の振興に結び付けることにより、各種ツーリズム*を提供できる環境を創出していくことが重要です。このため、地域のイメージ確立のための地域ブランド*を構築することや、観光関連事業者に地産地消*を奨励し、観光客へ提供できる体制づくりが求められています。

主要計画

1) 第1次産業を活用した各種ツーリズムの実施

農林水産業を活かし、かつ、共存共栄を目指した各種ツーリズム実施のための情報収集を行います。

2) 観光関連産業における地産地消の促進

食材の地産地消を基本に観光客への提供を促進します。

3) 地域ブランドの構築

農林水産物などの地域資源を有効に活用し、他地域との差別化や地域の信頼性向上に努め、地域イメージの確立を目指します。



基本方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策項目

(2) 特色ある地域産業の育成

施策内容

① 農林水産業の振興

現況等

本市は、海に囲まれ、沿岸部を中心とした農地や内陸部の豊かな森林に覆われていることから、各地域の特性を活かす形で農林水産業が発展してきましたが、近年、食の安全、健全な食生活など多様化する消費者ニーズや農山漁村の持つ多面的機能に対する期待が高まる中で、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足など、生産構造の脆弱化が進んでいます。

水産業では、漁港及び水産物の流通拠点となる荷捌施設等もほぼ整備されてきましたが、限られた漁場の中で、水産資源の維持増大や漁業協同組合の経営基盤の強化が課題となっています。一方、農林業では、気象条件や広大な土地などの立地条件を活かした野菜、畜産の産地づくりや豊かな森林を活かした多様な森づくりなどが求められています。

主要計画

1) 資源を活用した戦略的水産業の展開

水産資源を活用し、技術開発の推進や商品づくりを行い、雇用の創出と地域の自発的発展に努めます。

差別化した加工品づくり、イベントに合わせた「市」の開催、直売・産直による販路拡大、ブルーツーリズムの普及と受け皿の整備等により、新ビジネスの創出に努めます。

2) 戦略的農業の展開

地域農業の発展に向けた戦略的方向の提示による調査研究、安全・安心に向けた農産物の生産拡大による産地化を促進します。

3) 素材活用型林業の展開

木材関連産業との密接な連携のもと、木材の普及・宣伝、新たな用途の開発及び木材の利用拡大等については、計画的な伐採により素材の安定した生産供給体制を整備するとともに、機械設備の高度化等による高付加価値製品の生産

に努め、素材生産業の改善と活性化を図ります。また、きのこと類生産の拡大を図るため、森林組合等を中心として、優良菌種の安定供給、栽培技術の指導等を行うとともに、消費拡大の強化を図ります。

4) 高付加価値水産業の展開

ヒラメ、ヤリイカ、サクラマス、赤貝等の高級魚介類のブランド化と海峡サーモンやクロソイなどの養殖漁業の推進に努めます。

5) 生産基盤施設の整備

農業生産性の向上と効率化を図るため、農道の整備を行うとともに、地域の特性を活かした省エネ栽培施設及び高能率飼料生産調整機械等の導入を図ります。

林業では、効率的な森林施業を行うため、高性能林業機械、林道及び作業路等を整備し、生産基盤の充実と林業事業者との組織体制の強化を進めます。

漁港施設の防波堤、護岸等の確保に努めるとともに、景観の保持・美化を図る漁港環境整備を進めます。また、水産資源の増大を図るため、増養殖場の整備に努めます。

6) 生産性の向上

地域の特性を活かした安定的な発展が期待される主産地において、次世代の担い手を確保し、経営規模の拡大を進め、地域内の自給率の向上を図るとともに、持続できる農林業の推進に努めます。また、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を推進し、経営の安定と生産性の向上に努めます。

7) 流通販路拡大戦略の展開

販路の開拓や新たな流通ルートの開拓を行うとともに、ネット販売等を促進し、併せて、安全・安心な農林水産物の供給体制の整備に努めます。

8) 農林水産加工品のブランド化

下北ブランド研究開発センター等との連携、販路開拓支援、物産展などの開催又は出展支援等により、農林水産加工品のブランド化を進めます。

基本方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策項目

(2) 特色ある地域産業の育成

施策内容

②商工業の振興

現況等

国内経済は、回復基調にありますが、本市においては公共事業の抑制や個人消費の低迷などから、未だ景気回復を実感できるまでには至っていない状況にあります。

また、市民の消費ニーズの多様化やモータリゼーション*の進展により、コンビニエンスストアや大型店などの進出が進み、地域における商業形態が大きく変化しつつあります。このような中、多くの世代が交流し、安らぎや快適さを感じることができるよう高齢化に対応した買物環境の充実など、魅力ある商店街づくりが求められています。このことから、中心市街地活性化法等の改正を受けながら、商業や都市的サービス業の高度化を通じた中心市街地の活性化を図るとともに、高齢化社会に対応した地域商業の育成や地場産業などのものづくり活動の支援を行い、商工業の振興を図ります。

主要計画

1) 中心市街地の魅力向上

中心市街地活性化法の改正に対応した新たな中心市街地活性化基本計画策定の検討を含め、まちづくりと一体となった商業空間の整備促進を図り、公共交通機関の機能強化を促進します。また、商店会やまちづくり団体が行う人材育成事業や空き地・空き店舗を活用した新規事業など、様々な取組への支援を行います。

2) 地域商業の活性化

魅力ある店づくりや各種イベントの開催等を支援し、活気ある商店街づくりを推進します。また、高齢者等に対する生活支援など、地域に密着した商店街活動を支援します。

3) 地場産業の振興

地域の特性を活かした地場製品の製品開発や付加価値の向上などに取り組む企業のほか、広く地域産業の振興に資する各種の商工団体を支援します。

基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(2) 特色ある地域産業の育成

施策
内容

③エネルギー関連産業の育成

現況等

本市においては、平成22年の操業を目指して使用済燃料中間貯蔵施設*の建設が進められており、隣接する町村においては東北電力(株)東通原子力発電所の営業運転が開始され、東京電力(株)及び電源開発(株)でも原子力発電所の建設計画が進められています。

これら原子力関連施設を活用し、新たな雇用機会の拡大や地域産業全体を活性化するためエネルギー関連産業等を誘致し、育成を図る必要があります。

主要計画

1) 新エネルギー*の産業化

本市に適した風力、太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマス*等多彩な新エネルギーの導入により、当地域を新エネルギーの拠点基地として情報発信し、新たな産業の創出を図ります。

2) 原子力関連サービス産業等の育成

原子力施設の機器や周辺環境等のメンテナンス・サービス業などの創業支援や関連企業等の誘致を推進します。

基本方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策項目

(2) 特色ある地域産業の育成

施策内容

④ 新たな産業の創造

現況等

本市は、高速道路や幹線鉄道から1時間以上も離れ、産業が少ない地域ではありますが、美しい四季の移り変わりや大都市にない海・山・川などの豊富な大自然があります。この立地条件を克服して、ゆとりのある居住環境を活かした産業を育成するためには、自然と共生し、環境に優しい特色ある新たな産業の導入を積極的に図っていく必要があります。

主要計画

1) IT*活用型産業の導入

パソコンやゲーム機のソフト開発などのコンテンツ産業*（情報産業）の誘致を推進し、ネットベンチャー*（インターネット新興企業）等の育成支援等を推進します。

2) SOHO*等の新形態業務の育成

自宅や会社又は市内の空き店舗をコンピュータネットワークで結び、事務所として活用する起業者に対する支援を推進します。

3) 環境関連産業の育成

リサイクル産業やホタテ貝殻活用産業、環境関連研究機関等の誘致、育成を推進します。

4) 環境・エネルギー産業創造特区*を活用した産業の創出

家畜糞尿や木質バイオマスを含めた多様な資源のリサイクル及びエネルギー供給を実証し、ゼロエミッション*の先進モデル地域の形成を推進します。

基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(3) 豊かな環境の創造

施策
内容

①循環型環境社会の創造

現況等

循環型環境社会の創造を図る上で、一般廃棄物であるし尿及び生活雑排水の循環的利用や処分のための公共下水道、農漁業集落排水*及び浄化槽等の施設は、不可欠なものです。

本市の汚水処理人口普及率は、県内でも最低水準にあることから、これらの汚水処理施設については、経済性、効率性等から施設の適正配置に留意しながら、今後も施設の整備促進を図っていく必要があります。

下水処理の過程で発生する汚泥については、資源化のため、現在は民間施設へ搬出し、コンポスト化（堆肥化）していますが、将来的には下水処理水を散水やトイレの洗浄水などに有効利用したり、汚泥処理で発生するガスを発電に利用するなど、エネルギーを有効に活用し、地球環境に優しい取組と資源のリサイクルに努めなければなりません。

また、本市では、循環型環境社会の実現と環境に優しいまちづくりを図るために、市民はもとより町内会を単位として、徹底したごみの分別と減量化及び再資源化を推進しており、一定の成果を挙げています。今後も、広報等により、更なる意識の啓発を図りながら、継続した取組を進めます。しかし、食品廃棄物のリサイクルに代表される未利用資源の活用については、今後の課題となっています。

バイオマス*については、本市には木質、農産、畜産、水産等のバイオマスが賦存し、農産及び畜産バイオマスは、堆肥化され循環資源として活用されており、また、木質バイオマスはオガ粉として一部活用されるなど、新エネルギー*として期待されています。

地球温暖化については、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、温室効果ガス*排出削減が課題となっています。

主要計画

1) 生活排水等の処理強化

汚水処理施設は、居住環境の改善又は公共用水域の水質保全のための基幹施

設として、市民生活には欠くことのできない施設であることから、青森県污水处理施設整備構想に基づき、各污水处理施設の優位性を検討しながら、積極的に整備促進を図ります。

2) リサイクルシステムの構築

ごみの分別はもとより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）*の普及を推進するとともに、発生した一般廃棄物を可能な限り資源化し、更なる資源として、有効かつ円滑に循環されるようごみの減量化及びリサイクルシステムを構築します。また、未利用資源の活用については、資源循環の確保に向けた取組の一つとして、その可能性を探っていきます。

3) バイオマスの推進

バイオマスは、資源として利活用されるものであるとの認識や生活習慣が市民一人ひとりに定着することにより、様々なものが地域循環型農林水産業へと活用されます。

ホタテ貝殻のナマコ増殖場等への活用や養殖残さの農業への活用、間伐材等をペレット化*し、ストーブやボイラーの燃料としての熱利用など、資源の有効活用に努めます。また、牛、鶏、豚については、糞尿をエネルギーとして活用するとともに、家畜排泄物処理施設等で堆肥化するなど、耕種農家と連携を図りながら良質な野菜、牧草等の生産に努めます。

4) 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化問題は、将来の人類の生存そのものに関わる重大な問題であり、早急に取り組むべき世界的な課題となっていることから、市行政の事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を減らすための「地球温暖化対策推進実行計画」の策定並びに事業者等とも連携した地域としての取組を検討します。また、同計画は環境負荷の低減を目的とすることから、今後、更なる新技術の開発等を注意深く見極め、導入を検討します。

基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(3) 豊かな環境の創造

施策
内容

②自然環境の保全

現況等

環境に対する国民意識の高まりにより、森林の持つ国土保全、水資源かん養、二酸化炭素吸収など、多面的機能が見直されている一方で、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等により、これまで続けられてきた伐採、植林、保育等のサイクルが円滑に循環せず、木材生産機能だけでなく環境保全への影響が危惧されています。

一方、市内を流れる主要河川については、大畑川及び川内川流域が「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、保全区域として指定され、また、田名部川については、一部遊歩道が整備されるなど、市民が憩う親水性の高い水辺環境の保全がなされています。

海岸線については、海岸汚染や海岸浸食等が危惧されていることから、自然環境に配慮した海岸の保全が求められています。特に、大畑、川内地区の一部海岸については、条例に基づき保全されているほか、大湊地区においては、県と市が連携してエコ・コースト*事業を実施しております。今後は、他の河川、海岸についても整備、保全を推進することが必要です。

さらに、本市は、下北半島国定公園に指定された豊かな自然を有し、学術的にも貴重な動植物が多数生息する地域です。近年は、天然記念物ニホンザル等の野生動物による農作物等への被害が深刻化し、人と自然が共生できる環境の形成が重要となっています。

主要計画

1) 森林の育成

森林の持つ黒土保全、水源かん養、保健文化機能など、公益的な機能の充実を図るとともに、計画的な保育・造林事業を実施し、ヒバやブナ林等の自然林の保全、里山植林の推進等により、効率的な森林施業を進めます。また、木材需要の拡大を図るため、木材製品の品質向上、高次加工による付加価値の向上など、木材生産技術の改善を促進するとともに、市況等の情報を的確に把握しながら流通体制の強化に努めます。

2) 海岸環境の保全

自然環境に対する市民意識の啓発を進め、美化運動や清掃活動等を通じてモラルの向上を図ります。また、防災上の観点からも海岸浸食を防止するための海岸保全施設整備を促進します。

3) 生態系の保全

ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの野生動物の適正な保護管理や観察体制の強化等により、市民生活への被害の未然防止、人との共存を図ります。また、希少動植物等の生息・生育の保護に努めます。

4) 水辺環境の保全

市民が憩う親水性の高い水辺空間の保全のため、河川、海岸、湖沼等の自然環境に留意し、水棲動植物の保護やそれぞれの地域の特性を見極めながら、環境にやさしい水辺の整備を順次進めます。



基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(3) 豊かな環境の創造

施策
内容

③住環境の整備

現況等

本市は、海と山に恵まれた自然豊かな地域であり、道路交通、情報通信、家庭排水施設など、自然との調和を考慮した快適で利便性のある居住条件を整備することが求められています。とりわけ、市街地にあつては、自然環境との共生を図るため、都市計画道路、都市公園等の整備を進め、都市機能の充実に努めていますが、用地確保が非常に難しくなっており、住環境の確保のための計画的な整備を図る必要があります。

生活の基盤となる住宅供給においては、少子高齢化が進行するなど、社会経済情勢の変化に対応した住生活の安定を確保することが求められています。

また、老朽化が進んだ市営住宅の建て替えや既存ストック*の改善等を進める上で、若者や高齢者等の多様なニーズに対応した住宅の供給が求められています。

雪国における雪害の克服は、住み良い住環境をつくるために避けることができない大きな課題です。このため、計画的で効率的な除排雪や流・融雪溝設置などの恒久的対策が重要です。また、克雪のほか、快適な市民生活を目指した利雪対策の推進が必要です。

主要計画

1) 多自然居住*環境の整備

自然と共生するゆとりある暮らしのため、民と官が連携し、街並み景観の整備や都市防災機能を兼ね備えた街路の整備を図るとともに、歩道の緑化や清掃の強化に努めます。

2) 豊かな農漁村整備

農漁村の持つ豊かな自然環境を保全しつつ、快適な住環境を創出するため、農漁村集落景観の整備、集落内街路整備、環境保全型漁港の整備等を進め、安らぎのある地域形成の整備を進めます。また、環境美化思想の啓発普及を進め、

廃棄物の不法投棄の防止や漁場及び海岸の清掃活動に努めます。

3) 居住の安定確保のための住宅整備

高齢者や子育て世帯、住宅に困窮する世帯等の居住の安定を図るために、老朽化が進行している公営住宅の計画的な整備、既存ストックの改善に努めます。

4) 下水道の整備

公共下水道、農漁業集落排水事業は、居住環境の改善、公共用水域の水質保全を図るために必要な社会基盤です。事業実施中の各処理区においては、既に一部供用を開始し、生活環境等の向上に寄与しており、その必要性はますます増大していることから、各処理区の整備拡大を積極的に推進します。また、各処理施設の整備促進には、受益者にも多額の費用負担が伴い、市民の理解と協力が不可欠であることから、事業の制度、必要性などと合わせて排水設備等工事資金の貸付等の助成など、市民への啓発を図ります。

5) 都市公園の整備及び管理

公園は、都市での生活空間としてやすらぎの場であり、健康増進やレクリエーションの場でもあります。また、災害時においては、避難場所としての機能をも併せ持っています。従来、「緑のマスタープラン」を基に、積極的な整備を図ってきましたが、新たに「自然と人間の共生する緑豊かな都市」及び「市民が豊かさを実感できる生活環境」を形成し、官民が一体となって都市における緑地の保全や創出を図るため、「緑の基本計画」を策定し、「緑地の保全・都市公園の整備・緑化の推進」を柱とした総合的、計画的な施策の推進を図ります。

併せて、老朽化している既設都市公園の効果的な維持管理に努め、安全な施設の提供を図ります。

6) 克雪・利雪対策の推進

積雪時期における道路の狭隘化による交通渋滞の解消や児童生徒など歩行者の安全空間を確保するため、流・融雪溝の整備や雪捨て場等の確保など、効率的な除排雪の推進に努めます。また、冬の生活を楽しめるようなスポーツイベント等の開催や雪氷熱等を利用した産業等の掘り起こしを促進します。

基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(3) 豊かな環境の創造

施策
内容

④計画的な土地利用の推進

現況等

本市の面積は、863.78km²で、青森県の総面積の約9%を占め、県内市町村では最大の面積を有しています。用途ごとの土地利用状況は、住居、事務所、工場などの都市的な機能のある土地が市域全体の約1.5%、田、畑などの農地が約5.3%、山林や原野が約80.8%を占めています。

土地は、市民の限られた貴重な資源であるとともに、生活や生産等の市民活動の基盤でもあり、その公共性を優先に地域の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に配慮しながら、総合的かつ計画的な土地利用が求められます。

近年、市民の生活様式などの価値観が多様化する中で、中心市街地の空洞化や人口集中地区の人口も郊外へ分散化するなどの傾向もあることから、宅地化などの無秩序な拡大を抑制しながら、本市の大半を占める山林等の自然環境への影響を考慮し、秩序とバランスのある土地利用を図り、持続的な地域の発展を目指していくことが望まれます。

本市は、平成17年3月の4市町村合併に伴い、市全域の一体化や均衡ある発展を目指しつつ、それぞれの地域における特性に応じた土地利用の推進を図ることが重要となっています。

また、国土利用計画法や都市計画法等の関係法令に沿った取組を推進し、このための基礎的な条件として、地籍調査事業を計画的に実施していくことも重要です。

現在の土地登記制度は、明治時代に始められたものですが、その公図等もその時代に作成された図面（絵図・字限図^{*}）が基礎となっています。このため、近年測量された土地以外は旧図面のままというところが数多く残っており、現地との整合性に欠けていることから、これらの解消には地籍の明確化が必要不可欠です。

主要計画

1) 地域の特性に応じた土地利用の推進

新市まちづくり計画^{*}との相互補完や適切な運用を図り、土地利用の現況等

を考慮しながら、市全域について地域の特性、機能、資源を活かした調和のある一体的な圏域を形成していくための効果的、効率的な土地利用の推進を図ります。

2) 土地評価と土地利用計画の策定

土地に関する各種基礎データを活用した地理情報システム等の充実を図り、適正な土地評価に努めます。また、国土利用に関する国及び県の計画を基本として、地域の実情に即した国土利用計画の策定を進めます。

3) 土地利用に関する監視システムの構築

土地取引に関する届出、遊休土地実態調査を通じて、土地利用に対するチェックシステムの構築を図るほか、景観に関する条例の策定を考え合わせながら環境に配慮した適正な土地利用を目指します。

4) 地籍調査事業の推進

土地取引の円滑化や開発事業の推進に不可欠な地籍の明確化を図り、土地資源の有効かつ効果的な利用の基礎とするとともに、公租公課*の適正化のため地籍調査を推進します。



基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(4) 個性豊かな地域文化の伝承と創造

施策
内容

①地域文化の発掘創造及び保存伝承

現況等

各地域に伝承されている山車行事、歌舞伎等をはじめとする様々な祭典や伝統文化は、人々に豊かな生活を送る上で大きな力となっています。しかし、少子高齢化社会の中、各地域とも後継者不足が懸念されていることから、子どもたちに文化芸術の魅力や楽しさを学校、地域で体験、習得できる機会を提供して、後継者の育成を図ることが必要です。

また、失われつつある貴重な地域文化を後世に正しく伝えるため、指導者等の技術技能を映像などで記録、保存するとともに、新たな文化の創造を図るため、埋もれている地域文化、年中行事、郷土料理などの発掘が求められています。

主要計画

1) 地域に根ざす伝統文化の発掘

各地域の山車行事、ねぶた、神楽、歌舞伎等の民俗芸能は、地域住民のアイデンティティーともいえる貴重な文化です。それらを担っている各民俗芸能団体への支援を強化し、上演機会を確保するとともに、地域の貴重な資源との観点からインターネット*など幅広い情報発信に努めます。また、年中行事や慣習、それらに用いられる民具、さらに古文書などの歴史資料など、地域の特色ある伝統文化の発掘に努めます。

2) 食文化の発掘

本州最北端の下北半島は、四方を海に囲まれた自然豊かな地域です。その中で育まれた味噌貝焼き、鱈のじゃっば汁、けいらん等の郷土料理は地域特有の食文化です。現在、なお伝承されているもの、現在では廃れてしまっているものも含め、郷土料理の発掘に努め、調理技術の伝承等を図ります。

3) 伝統文化の担い手の育成

各地の山車行事、ねぶた、神楽、歌舞伎等の民俗芸能は、形の無い文化であ

り、伝承する人々がいて初めて存在できる文化です。きちんと伝承するよう小中学校とも連携し、郷土芸能教室の開催など、後継者の育成に努めます。

4) 伝統文化の記録保存

後継者不足などから、伝統文化は危機的状況にあると言われています。未来に正しく伝承するために記録ビデオ等の作成に努めます。



基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(4) 個性豊かな地域文化の伝承と創造

施策
内容

②地域文化の発信交流

現況等

市民文化祭や公民館まつりの開催、文化芸能の発表など、地域住民が中心となって様々な団体との交流を進めています。今後、広域化した地域の特色ある文化を広く発信するためには、一堂に会しての開催や文化施設の整備充実を図る必要があります。

また、異なった歴史や文化に触れて新しいまちづくりの中に活かしていくため、姉妹都市等との交流を継続していくことが必要です。

主要計画

1) 市民による文化活動の促進

文化の担い手である地域住民の自発性を尊重しつつ、文化活動の促進を図るため、文化活動団体の育成を支援するとともに、市民文化祭、公民館まつりなどの発表の機会を提供します。

2) 文化を通じた地域間交流の促進

本市の持つ個性を自覚し、新しい文化や価値の創出をもたらすため、会津若松市との姉妹都市交流など、共通の歴史を基盤とした交流をさらに進めるとともに、異なった歴史や文化を有する地域間の連携や交流を図ります。

基本方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策項目

(5) 海洋科学研究拠点の形成

施策内容

① 関連研究機関等の誘致集積

現況等

海洋地球研究船「みらい」は、本市の関根浜港を母港として地球温暖化などの環境変動を解明・予測するため、世界の海洋を舞台に活躍しています。

また、「みらい」の運航や研究をサポートする海洋研究開発機構むつ研究所をはじめ、日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所、日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所が立地し、海洋研究に関する幅広い分野での研究拠点が整備されています。

試験研究機関の立地と関連企業の進出が相まって、我が国の海洋研究の一大拠点として整備されることが望まれます。

主要計画

1) 関連研究機関及び産業の誘致

情報発信等を効果的に活用し、現在、立地されている研究施設を核として、更なる関連研究機関の誘致、研究・調査活動をサポートする企業や関連産業の誘致に努め、国内における海洋研究拠点の形成を目指します。

2) 学習体験・交流機会の充実

関連する学会、シンポジウムの誘致や海洋講座等の充実を働きかけ、海洋科学に関する学習体験機会の拡大や研究者等との交流活動の場の創出に努めます。

基本
方針

1. 地域の個性を生かした特色あるまちづくり

施策
項目

(5) 海洋科学研究拠点の形成

施策
内容

②周辺環境等の整備

現況等

研究活動の活性化のためには、研究者や技術者等のスタッフの充実が大切な要素となります。スタッフが快適に暮らしながら研究活動に打ち込めるような環境づくりのためには、居住基盤や情報通信基盤の整備、交通アクセスの改善等への取組が求められます。

主要計画

1) 居住環境の整備

研究者等のスタッフが快適に長期滞在して研究活動に打ち込めるよう、また、家族での赴任を望む国外のスタッフの滞在も考慮し、関係機関と連携を図りながら居住環境の整備に取り組みます。

2) 都市基盤等の整備

研究活動に欠かすことができない情報通信基盤の整備については、関係機関と連携を図りながら促進します。また、陸路、鉄道及び空路によるアクセスの改善のための取組を推進します。



基本方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策項目

(1) 一体的な地域の形成

施策内容

①道路基盤の整備

現況等

広大な行政区域を持つ本市では、各地域間の距離が長く、一体感、連帯感の醸成のため、道路整備による距離感、隔絶感の解消が重要です。

しかし、市内の各拠点を結ぶ主要幹線道路*である国道279号、338号及び県道九艘泊脇野沢線は、急カーブや狭隘箇所が多く、通行の安全性が危惧されるほか、土砂崩れにより通行不能になった場合には、地域の孤立化が懸念されることから、国・県道のより一層の整備促進が求められています。

また、市道については路線数も多いことから、幹線はもとより一般生活道路に至るまで未整備路線が多く、市民生活の利便性及び道路上の安全を確保するため、早期の整備が必要です。

主要計画

1) 幹線道路（市道）の整備

- 交通安全施設等の整備や計画的な道路改良に努め、交通の利便性の向上を図るとともに、市内の各地域を結ぶ地域間連絡道路の整備を推進します。
- 未整備の市道については、交通量の多い路線や通学路線等を優先しながら整備を推進します。

2) 幹線道路（国道、県道）の整備

- 国道279号国直轉移管について、官民一体となって国、県へ強力に働きかけます。
- 幹線道路網として重要な役割を担う国道279号、338号をはじめ、主要地方道*、県道の整備促進並びに交通安全施設の設置や危険箇所等の道路改良による交通環境の整備を促進します。
- 幹線道路として進められている国道279号「二枚橋バイパス」及び国道338号「宇曾利バイパス」の早期完成を要望します。

3) 生活道路の整備

安全で快適な市民生活を確保するため、計画的な道路整備を図るとともに、除排雪対策の充実等適正な維持管理に努めます。

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

(1) 一体的な地域の形成

②公共交通の確保

現況等

路線バス等は、市民の生活に密着した重要な交通手段であり、自家用車を運転しない市民の利便性を確保することが求められています。

しかしながら、バス運行を担っているバス事業者は、年々減少する乗客数に対処すべく経営努力を重ねていますが、赤字幅が膨らみ、路線の維持が大変難しい状況にあります。

さらに、国や県の補助金制度が見直され、路線確保が一層厳しさを増している中で、地域としてどのような形で支えていくべきかが大きな課題となっています。

主要計画

1) 生活バス路線の維持

老朽化しつつある各地区のバス停等の整備を検討し、高齢者や学生、観光客などの利用の促進と地域住民の交通利便性が損なわれないよう努めていきます。

2) 新たな形態の公共交通の導入に向けた検討促進

各関係機関との連携を図り、可能な範囲において、コミュニティバス*、多目的バス*、デマンド交通*等の導入を検討するほか、観光バスルートの整備を図ります。



基本方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策項目

(1) 一体的な地域の形成

施策内容

③ 広域交通ネットワークの形成

現況等

交通輸送体系の整備充実は、半島部という地理的ハンディキャップを有する本市にあっては、地域経済の活性化や社会生活を営む上で根幹的な問題となっていますが、域外への複数の輸送手段やルート of 構築及び定時性、高速性の確保が大きな課題となっています。

ことに、物流については、その大半をトラック輸送に頼っている現状から、国道279号及び338号と並行して半島部を縦断することになる「下北半島縦貫道路」の一日も早い実現と国道2路線の改良・整備が望まれています。

また、主要な公共交通機関であるJR大湊線については、強風による運休対策が急務であるとともに、新幹線八戸駅直通便の増便と、八戸駅への直通便の乗り入れに伴い、減便となっている青森駅への直通便の運行再開が当面の課題となっています。

海上交通輸送については、離島の性格を持つ本市において、他地域との交流を図る上で極めて重要な手段となっているものの、厳しい自然環境等から特に冬期間の定時就航体制の確保が課題となっています。

主要計画

1) 下北半島縦貫道路の整備促進

移動時間の大幅な短縮から、人的交流や物流の活性化が期待できる地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期完成を目指す取組を強化します。

2) 津軽海峡大橋、下北・津軽半島大橋の実現に向けた取組の推進

観光資源等の積極的な活用や交流圏の拡大を図る観点から、北東国土軸の一翼を担う津軽海峡軸構想の実現を目指します。

3) 港湾整備の推進

港湾は、海上輸送と陸上輸送をつなぐ複合一貫輸送の拠点、海洋性スポーツ

の拠点など多様な役割を果たしているため、親しまれる港づくりを推進します。また、接岸する船舶等の安全確保のため、岸壁や防波堤等の整備を図ります。

4) JR大湊線の利便性の向上・安定運行の確保に向けた取組

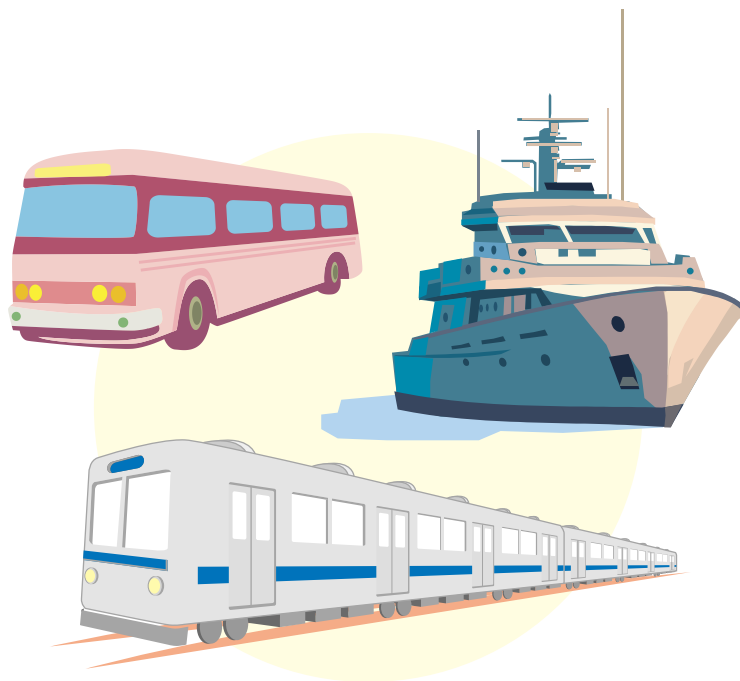
利用者の利便性向上のため、運行ダイヤの見直しや時間短縮、定時性を確保するための強風対策等について、JR東日本(株)と協議するとともに、駅舎やその周辺環境の整備に努めます。また、新幹線八戸駅直通便の増便確保と減便となった青森駅への直通便の運行再開を実現するため、取組を強化します。

5) 新幹線駅への長距離バス路線の整備充実

東北新幹線「八戸・新青森」間は、平成22年の完成を目指すことが示され、八戸・新青森間の開業は、当地域にとって観光をはじめとした地域振興に大きく寄与することから、その開業効果を最大限に引き出すため、新幹線八戸駅や新たに新幹線駅となる(仮称)七戸駅、新青森駅までの長距離バス等を中心とした交通網の整備充実に係る取組を強化します。

6) 海上交通航路の維持充実

海上交通航路は、離島の性格を持つ本市において、他地域との交流や市民生活を営む上で重要な手段であり、また、防災上の観点からも避難時の重要な手段であることから、大型船の導入等による定時就航体制を確保し、安全性や利便性の向上が図られるよう取り組みます。



基本方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策項目

(1) 一体的な地域の形成

施策内容

④電子自治体^{*}の推進

現況等

インターネット^{*}や携帯電話など、情報通信分野におけるICT^{*}（情報通信技術）の飛躍的な発達は、経済活動をはじめ日常生活の行動に様々な影響をもたらしています。

本市では、市町村合併を契機として、周辺市町村が連携して公共ネットワークを整備したことにより、地域住民に対する情報提供や行政事務の効率化などによる利便性の向上が期待されているところです。

市の中心部では、民間事業者による光ファイバー^{*}などの高速通信網の整備が進んでいるものの、周辺部にあっては、ブロードバンド^{*}環境によるインターネットサービスや携帯電話が利用できない地域も残されていることから、地域における情報格差の解消を図るため、地域の情報ネットワーク化や市民の情報共有の仕組みづくりを進める必要があります。

主要計画

1) 地域情報化基盤の整備

企業活動や防災などの各分野で、ICTを活用したサービスをすべての市民が利用できるよう光ファイバー網の開放など、民間通信事業者と連携しながら、市民ニーズや地域にあった情報通信基盤の整備を進めます。また、地上デジタル放送^{*}の実施に伴い、家庭内のICT基盤が整備されることから、テレビの難視聴地域の解消と携帯電話の通話エリアの拡大を推進し、情報格差の是正に努めます。

2) 情報通信ネットワークの活用

市民生活の向上や地域の活性化を図り、市民参加型の個性豊かなまちづくりを進めるため、地域の実情にあった波及効果の高い情報施策を推進します。また、地場産業の紹介や観光集客など、対外的な情報発信のため、地域ポータルサイト^{*}の充実を図ります。

3) 地域情報化推進体制の整備

幅広く市民の意見が反映できる仕組みを構築し、地域産業と連携して地域情報化の推進を図るため、市民と産業界、行政が一体となった推進体制の整備に取り組めます。



基本方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策項目

(2) 市民協働^{*}の施策展開

施策内容

①市民協働の施策展開

現況等

社会経済情勢の変化や地方分権^{*}の進展などに伴い、市民のニーズや生活課題は多様化しており、これまでのように施策のほとんどを行政だけで担うことは困難になってきています。

こうしたことから、市民と行政が連携し、協働して、共にまちづくりを進めていくことが重要になっています。まちづくりの担い手は、市民であるという基本的な考え方にに基づき、市民の主体的な活動を支援するとともに、市民参加のまちづくりを推進し、市民や各種団体等と行政の協働による施策を展開することにより、やすらぎと活力のあるまちづくりを進める必要があります。

主要計画

1) 市民協働の新たな仕組みの構築

市民と行政が連携して、共に住みよいまちづくりの実現に取り組みます。今後、市の様々な施策について行政の担当者と市民が懇談し、一緒にまちづくりについての理解を深めるための「まちづくり出前トーク」やインターネット^{*}等による市民参加のシステムづくりなど、市民参加の機会拡充を図ります。また、市民活動を支援するための事業の推進に取り組みます。

2) 市民協働の核となる人材育成の促進

市民協働のまちづくりを推進していく上で、まちづくりの関連知識や方法を身につけた市民リーダーの養成が必要です。このため、各種セミナーへの市民派遣や研修会等を開催し、意識の醸成を図るなど、活動の中心となる人材の育成に努めます。

基本
方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策
項目

(2) 市民協働の施策展開

施策
内容

②多様な市民活動の支援

現況等

地域社会にあって、市民が地域の課題を見出し、主体的に取り組む市民活動は、市民の知恵や活力をまちづくりに活かす地方自治の基盤をなすものであり、市民が連帯感をもてるコミュニティづくりを進める上で重要な役割を果たしています。今後、各種コミュニティ団体やボランティア団体、NPO*などによる多様な市民活動を支援するとともに、住民間の連携・交流を促進する必要があります。

主要計画

1) 市民活動の拠点整備

市民の自主的・主体的な活動を促進するため、市民活動のサポート拠点として、遊休施設等の活用の推進を図ります。

2) 市民活動に係る情報発信の支援

市民活動を行うに当たって、市民が円滑に情報システムを活用できるよう市民を対象としたICT*技能の講習を行うとともに、自らの知識と経験を市民活動に活かすことを希望する人や情報化に関心のある人を人材・情報ボランティアとして登録し、市民活動をサポートする仕組みのあり方について検討を進めます。

3) 市民活動基金の創設

市民活動を支援するため、市民活動基金の創設、ボランティア及びNPO等の事業に助成金を交付する制度の導入を検討します。

基本方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策項目

(2) 市民協働の施策展開

施策内容

③ 広報広聴の充実

現況等

広報広聴事業については、市政情報の発信はもとより、市民の意見や意向を行政に反映することが求められています。

本市では、「むつ市政だより」をはじめとした広報紙の発行やホームページなどの様々な媒体によって、市民に情報の提供を行う一方、手紙や電子メール等による市民からの意見・要望を集約するなど、開かれた市政の実現に取り組んでいます。

市民の声を行政に反映させるため、ICT（情報通信技術）を活用した双方向の情報交流ができる仕組みづくりが求められていますが、インターネットの普及に伴う電子情報の利用が進んだことで、不正アクセス*やコンピュータウイルス*による情報の改ざんや流出が増加しています。このようなことから、市民情報や各種行政情報を保護するため、強固な情報セキュリティ対策を講じる必要があります。

主要計画

1) 迅速で良質な広報活動の推進

市民の行政に対する関心と理解を深め、行政運営の状況等を正しく伝達するため、市政だより等の広報媒体の充実を図ります。また、インターネットを利用し、より速く、より良質な情報の提供に努めます。

2) 情報公開の推進

FMアジュール等を活用し行政情報を提供するほか、行政資料室を整備するとともに、ICTを活用した行政情報の閲覧ができるよう情報公開体制の充実に努めます。

3) 情報交流の仕組みづくり

市民の行政に対する関心と理解を深め、市民協働を進めるための施策として、ホームページを中心とした情報交流の仕組みづくりを図るとともに、高齢者や

障害者の利用しやすいホームページの作成に努めます。また、ICTを活用した情報提供方法として、携帯メール配信サービスや公共施設に設置した情報公開端末の利用を通じて迅速な情報提供に努めます。

4) 個人情報保護の推進

個人の権利利益を保護する観点から制定された「むつ市個人情報保護条例」について、保護の対象となる個人情報の範囲の拡大及び救済措置などに関し、その都度検証を行います。

5) コンピュータ情報セキュリティ対策の向上等

インターネットの普及に伴うサイバーテロ^{*}やコンピュータウイルスなどに対応するため、情報セキュリティ対策を従前に増して強化し、市民情報の保護に努めます。

6) 市民参画システムの充実

計画等の策定段階においては、市民のニーズを市政に反映させるため、情報公開を基本とした各種審議会等の公募を拡大し、幅広い年齢層の参加を推進します。また、市政モニター、市民説明会等を活用しながら、市民の声を反映させるシステムの充実に努めます。



基本方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策項目

(3) 地域コミュニティ※の構築

施策内容

① コミュニティ自治※の実現

現況等

高度情報化社会の到来により、日常生活の中に多種多様な情報があふれ、恵まれた物質社会の恩恵に浸り、毎日の生活が豊かになりましたが、一方では核家族化が進み、近隣関係、人と人、世代と世代との交流の絆が年々希薄になってきています。また、今後、ますます進行する少子高齢化社会を支え、子どもからお年寄りまで、誰もが自由にコミュニティ活動に参加できる住みよい地域社会づくりを推進するため、市民自らが積極的に参加できるコミュニティ自治の実現を図ることが課題となっています。

主要計画

1) コミュニティ自治の仕組みづくり

市民一人ひとりの地域社会に対する関心を喚起し、地域の共通課題をみんなの力で解決していこうとする自主活動を推進する気運を高めていくため、市民の最も身近な自治組織である町内会を中心としたコミュニティ活動の担い手を育成します。また、併せてコミュニティ拠点の計画的な整備を図り、コミュニティ自治の仕組みづくりの実現を目指します。

2) まちおこし等の新たなコミュニティ活動の支援

町内会、子ども会、婦人会、老人クラブ等による地域における市民活動の支援をはじめ、文化、スポーツ・レクリエーション、環境美化ボランティアなど、各種サークル活動の活性化を支援し、まちおこし等の新たなコミュニティ活動の実現を目指します。

3) 自治意識の高揚

各種地域コミュニティ団体による地域イベントの活動を支援し、世代や活動領域を越えた地域住民の相互交流を図り、近隣地域内における人と人との絆等、相互扶助を再構築するとともに、コミュニティセンターの施設管理をできるだけ町内会等に委ねるなど、自治意識の高揚実現を目指します。

基本
方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策
項目

(3) 地域コミュニティの構築

施策
内容

②世代間交流の促進

現況等

近年、少子高齢化、地域教育力の低下、異年齢・異世代間の交流不足などの問題が指摘されています。

総合的学習の時間を活用した伝統文化、郷土芸能教室や生涯学習の場において、積極的に多世代の交流を推進し、また、団塊の世代の豊富な知恵や能力を地域コミュニティの活性化につなげるための情報収集、発信体制の整備が急務となっています。

主要計画

1) 世代間交流システムの構築

少子高齢化社会の中、高齢者のもつ知識や経験が地域の貴重な財産であるとの視点に立ち、総合的学習の時間を利用した郷土芸能教室など、積極的に多世代間の交流事業を推進します。また、団塊世代*の知恵や能力を地域コミュニティの活性化につなげるよう地域の魅力、生活情報、ボランティア情報などを発信します。



基本方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策項目

(4) 新たな行財政システムの構築

施策内容

① 効率的な行政運営

現況等

地方分権*が進むにつれ、地域における責任ある行動がより一層求められ、自己決定に伴う行政事務は専門性を増し、量的にも増大しています。

また、市町村合併後の本格的なまちづくりをはじめ、めまぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズの多様化への対応あるいは地域の均衡のとれた行政サービスの向上など、多くの地域課題が山積しています。

さらに、行政運営においては、厳しい財政状況を踏まえた効率的かつ効果的な施策の展開が必要となっています。中でも、行政改革や入札・契約制度等の公正の確保、透明性の向上、新たな市町村合併への対応、庁舎環境の整備等が必要であり、これらを担う人材の育成及び確保とともに、望ましい組織機構のあり方が課題となっています。

主要計画

1) 行政改革の推進

ますます厳しくなると予想される行財政環境にあっても、「スピード」、「コスト」、「成果」をキーワードに、市民本位であるべきことを第一義として、行政サービスの外部委託化など徹底した行政改革により、より便利で効率的な行政運営に努めます。

2) 組織機構の見直し

簡素で効率的な組織、社会環境の変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織づくりを推進し、職員数の適正化を図りつつ、行政サービスの水準を向上するため、必要な組織の増強や整理統合を図ります。

3) 公正の確保、透明性の向上と新たな行政システムの導入

市民のニーズや意識の変化を的確に把握し、市民視点での行政活動やコストはどうあるべきかを考えた上で、施策やサービスの目的・目標を明確にし、その目標達成に向けた活動を行います。

そのため、入札制度、契約手法の趣旨を高めるため、競争性、客観性、透明性及び公平性を考慮した入札方法や監査機能の充実等に努めつつ、行政活動の評価、検証、改善を行い、情報を公開し、市民に開かれた分かりやすい行財政運営を図ります。

4) 職員の資質向上

職員一人ひとりのキャリア形成*や専門性の向上に留意した計画的な人事異動を行うとともに、人事交流、研修内容の充実、職員提案制度の活用など、一層の意識改革と能力開発に取り組み、職員が目的意識を持ち、個々の能力が最大限に発揮できる職場環境づくりに努めます。

5) 公共施設の適正配置及び有効活用

交通機関や情報・通信手段の発達により、市民の生活スタイルや経済活動の範囲は、これまでの区域を越え拡大していることから、施設の配置について適正化を図ります。また、合併により集約された公共施設に空きスペースが生じている場合は、その有効活用について検討します。

6) 庁舎環境の整備

事務執行の効率性や機能強化を図るため、情報化への対応を推進するとともに、庁舎環境の総点検を行い、他の機能をも持ち合わせた施設としても運用できるように適正な維持管理に努めます。また、合併後の新市の一体性向上や行政サービスの充実・高度化に適応する庁舎環境の整備のため、市役所本庁舎を旧アークスプラザに移転し、防災機能の強化、窓口部門の集約化等により市民サービスの向上を図ります。

7) 市町村合併への対応

下北地域におけるこれまでの合併協議の経過を踏まえ、新たな合併の動きに際しては、柔軟かつ的確に対応していきます。

基本方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策項目

(4) 新たな行財政システムの構築

施策内容

②財政の健全化

現況等

本市の財政状況については、4市町村の合併が財政の赤字及び赤字見込み団体同士の合併であったことに加え、歳入では、長引く景気低迷の影響から税収の減少、三位一体改革*による地方交付税*の削減など、財源確保が困難な状況となっています。また、歳出では、職員の高年齢化による人件費及び国の景気浮揚対策等に対応した事業に伴う公債費*の割合が極めて高く、さらに、病院事業健全化に対する財政支援や一部事務組合*の運営負担金等の増大などから、赤字の状態が続き大変厳しい状況にあります。

このような状況においても、福祉の向上や地域経済の振興等を図り、活力ある地域社会の実現を目指さなければなりません。そのためには、行政改革を積極的に推進しながら、財源の確保、効率的、計画的な財政運営に努め、財政の健全化を図ることが強く求められています。

主要計画

1) 財源の確保

負担の公平性の観点から収入未済額の圧縮に努め、収納率の向上に向けた取組を強化します。また、市有財産の売却や有効活用のほか、市が保有する公有財産、物品、印刷物、市政だよりやホームページを広報媒体として有効に活用し、新たな財源の確保に努めます。

2) 効率的な財政運営

健全で安定的な財政基盤を確立し、「選択と集中」による限りある財源の効率的な配分を行い、前例にとらわれない柔軟な発想や経営感覚により、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、スクラップ・アンド・ビルド*による効果的な財政運営に取り組みます。

3) 財政状況の公表

本市は、極めて厳しい財政状況にありますが、こうした中であっても予算や決算、行財政改革に係る取組等について、広報紙やホームページなど様々な媒体を通じ、積極的な財政状況の公表に努めます。

基本
方針

2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり

施策
項目

(4) 新たな行財政システムの構築

施策
内容

③ 広域行政の推進

現況等

むつ下北地域は、半島部という地理的ハンディキャップを抱えながらも、下北半島縦貫道路の整備やJR大湊線の安定的運行、むつ総合病院を中核病院とした医療連携、知的障害者（児）施設等の福祉事業、消防事務、一般廃棄物及びし尿処理施設等多くの施策について、一体的な地域振興に取り組んできました。

こうしたこれまでの取組を踏まえ、一部事務組合のあり方、施設運営の民間委託などについて、一層の効率化に創意工夫を凝らし、長期的かつ広域的視点に立った行政機能の連携が必要とされています。

主要計画

1) 下北地域広域市町村圏計画の推進

むつ下北圏域の一体的発展のため、下北地域広域市町村圏計画に掲げられた諸施策の展開を推進します。

2) 推進体制の強化

広域行政のより一層の合理化と効率的運用に努めます。また、地域住民の生活行動圏域の拡大と地域経済の活性化に対応した地域間交通体系の整備や医療、教育文化施設等の整備を推進し、構成市町村の一層の連携を図り、推進体制の強化に努めます。

3) より広い圏域事業の推進

津軽地域や南部地域、さらに県境を越えた北海道道南地域や北東北地域との連携を深め、より広い圏域事業を視野に入れた産業振興等に努めます。

基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(1) 保健・医療の充実

施策内容

①保健活動の充実

現況等

高齢化の進行、医学の進歩、生活水準の向上等により疾病構造が大きく変化し、市民の保健に対するニーズが多様化、複雑化及び高度化の傾向にあります。

母子保健及び成人保健施策を中心に各種予防接種、各種健康診査、健康相談、健康教室等を実施し、市民の健康管理体制の充実を図っています。

主要計画

1) 健康管理体制の推進

地域保健協議会の機能を活かし、保健施策の計画的推進と保健・医療・福祉サービスとの連携のとれた健康管理体制の確立を図るとともに、日常生活に密着した保健サービスを提供するため、保健協力員、食生活改善推進員等ボランティアの養成に努めます。

2) 母子保健対策の推進

生涯における健康の基礎づくりと子育ての支援確立のため、思春期、妊娠、出産、育児の各時期を通じて、きめ細やかな相談及び指導体制の強化に努めます。

3) 成人保健対策の推進

生活習慣病*の早期発見、早期治療の対策として健康診査、集団検診体制の充実と受診率の向上を図るとともに、健康の増進、発病予防を重視した健康教育、要指導者や要医療者に対する事後指導の徹底を図ります。

4) 老人保健対策の推進

寝たきりや認知症*等の原因となる生活習慣病の対策強化に努めるとともに、要介護状態になることをできる限り予防し、高齢者の生活の質を高めるため、訪問指導等による健康づくりを積極的に推進します。

5) 感染症予防対策の推進

感染症については、絶滅を期して予防思想を普及するとともに、予防接種の有効性等の周知に努め、予防接種の推進を図ります。また、感染症予防関係法令の趣旨を踏まえ、国が策定する基本指針や県が策定する予防計画等に基づき、患者の人権にも配慮しながら、感染症対策を総合的に推進します。

6) 精神保健対策の推進

精神障害等に対する正しい知識の普及及び精神障害者に対する理解を図ります。また、精神保健について啓発活動や精神保健福祉相談・保健指導体制の充実と社会復帰を目的とする職業訓練等の機会拡充を推進し、ボランティア等の養成活動を支援します。

7) 保健・医療・福祉の連携システムの構築

市民の誰もが、必要な時に、必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるよう「利用者本位」の視点に立った「保健・医療・福祉包括ケアシステム」を構築するとともに、広域的な支援体制を確立し、その機能の充実を図っていきます。



基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(1) 保健・医療の充実

施策内容

②医療体制の充実

現況等

医療を取り巻く環境は、少子高齢化及び過疎化の進行、市民の医療ニーズの多様化、医療技術の高度化及び専門化、医療に携わる人材の不足等により大きく変化していますが、本市においても医師を含む医療資源の不足が慢性的になっており、限られた医療資源を有効的に活用することが求められています。

主要計画

1) 自治体病院機能再編成計画の着実な実行

県が進めている自治体病院機能再編成計画の着実な実行に努め、中核病院としてのむつ総合病院の機能を高めて、専門的で高度な医療を受けられるようにします。また、周辺の医療機関や関係機関との連携を図ることによって、地域の医療体制の効率化及び保健・医療・福祉の総合的なレベルアップを図ります。

2) むつ総合病院の医療機能の充実強化

脳卒中、がん及び心筋梗塞などの一般的な医療を完結させ、地域医療の底上げを図るため、むつ総合病院を中核病院に位置づけ、医療機能の充実強化を図ります。

3) 一次医療*の強化と高度医療との連携

市民に適切な医療を提供するため、病院、診療所、老人保健施設など、医療提供施設の機能分担を図り、医療情報の共有などによる施設相互の連携のもとに医療資源の効率化を推進します。

4) 病院経営の健全化

自治体病院の使命を果たすためには、病院経営の健全化が不可欠であることから、現在、病院が抱えている多額の不良債務*の解消に努めます。

5) 在宅医療の充実

訪問診療や訪問看護等の在宅医療の充実に努めるとともに、老人保健施設、社会福祉施設及び保健福祉施設との機能分担や在宅医療推進に向けた連携強化を図ります。

6) 救急医療体制の整備

むつ下北医師会等関係機関の協力を得て、夜間休日を問わず発生する救急傷病に対して、迅速な医療サービスが受けられるよう救急医療体制の整備充実を図ります。



基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(1) 保健・医療の充実

施策内容

③健康づくり施策の展開

現況等

健康の保持増進は、市民一人ひとりが自己の価値観に基づいて主体的に取り組む課題です。こうした個人の健康づくりを支援する環境整備の推進や効果的に展開するための保健計画を策定し、乳幼児期、児童青年期、壮年期、老年期に至るまでの各ライフステージごとに、地域に密着したきめ細やかな健康づくり施策を総合的に展開しています。

また、各ライフステージにおける現状と課題の中から特に重要と考えられる「栄養・食生活」については、食育推進協議会を設置し、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域及び職場等と行政の協働による市民運動として「食育」に取り組んでいるほか、「身体活動・運動」においては、保健協力員によるウォーキングマップ作成などに取り組んでいます。

さらに、後期高齢者医療*制度による保健事業への協力・支援が重要となっています。

主要計画

1) 健康づくり拠点の整備

市民の健康づくりの拠点となる保健センターの整備・充実に努めます。また、地域資源である温泉施設等の充実による健康増進、健康活動を通じた交流機会の整備等に努めます。

2) 健康づくり活動の支援

限られた時間を有効に活用しながら手軽にできる軽スポーツ活動等の充実に努めます。

3) 健康づくり関連イベントの推進

市民一人ひとりの能力や年齢に応じた健康づくりを推進するため、ウォーキング大会等のスポーツイベントを開催します。

4) 食育の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて、健やかで生きがいのある心豊かな生活を送ることができるよう家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、職場等と行政の協働による市民運動として、ライフステージごとに取組を展開していきます。

5) 地域に密着した健康づくり活動に関わる人材の育成

健康づくり活動を行う自主グループや保健協力員、食生活改善推進員及びスポーツインストラクターの育成を図り、地域ぐるみで健康づくりを促進します。

6) 後期高齢者医療の充実

後期高齢者医療の運営を担う青森県後期高齢者医療広域連合との連携や調整により、高齢者の医療の確保を図るとともに、広域連合が行う被保険者の健康教育、健康相談、健康診査及び他の健康保持増進のために必要な事業に対して、協力・支援し、その充実を図ります。また、保険料を確保し、後期高齢者医療の財政の安定化を図ります。



基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(1) 保健・医療の充実

施策内容

④ 国民健康保険の充実

現況等

国民健康保険は、国民皆保険の制度のかなめとして、その制度の安定化のため、様々な取組を行っています。

主要計画

1) 事業運営の充実

国及び県との協調を深め、あらゆる補助制度を活用し、国民健康保険財政の健全化に努めます。

2) 国民健康保険税の収納率確保

国民健康保険財政の安定のため、国民健康保険税の収納率確保に努め、負担の公平化と給付の充実を図ります。

3) 保健事業の充実

被保険者の健康増進活動や啓発活動の充実、健診保健指導の推進により、健康に対する意識の高揚を図ります。

4) 医療費の適正化

レセプト*点検や医療費通知等をはじめ、第三者行為*及び不当利得*等の求償事務を実施し、医療費の抑制に努めます。

5) 適用の適正化

被保険者の医療の確保及び国民健康保険運営の健全化のため、適用の適正化に努めます。

基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(2) 福祉の充実

施策
内容

① 高齢者福祉の充実

現況等

本市の65歳以上の高齢者人口は、年々増え続け、平成19年4月1日現在では14,845人となり、高齢化率は22.6%となっています。

今後の人口推計によると、平成26年には高齢化率が27%を超え、市民の3.6人に1人が65歳以上になると予想されます。

今後、進行する高齢化に対応して、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活することができる地域社会を築くことが大きな課題となっています。

平成12年度にスタートした介護保険制度について、本市では、重度者に比べて軽度者の増加幅が大きいことから、在宅での生活が困難な高齢者のための施設サービスの充実が必要な一方で、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう在宅高齢者の自立した生活の確立のため、必要な生活支援の援助に努めていく必要があります。

主要計画

1) ニーズに即したサービスの提供

実態把握やアンケート調査により、本人及び家族のニーズに合った保健・医療・福祉の一体的なサービスを提供するとともに、「むつ市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、要介護状態の改善を目指す施策を展開します。

高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で、可能な限り自立した生活が安心して送れるよう在宅を中心としたサービスの充実を図ります。

2) 介護予防の推進

要介護状態とならないような各種取組（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症^{*}予防・支援、うつ予防・支援）の総合的な推進を図ります。

3) 地域ケア対策の構築

本人と家族だけでなく地域で福祉活動が行えるよう広報活動や説明会等を実施し、相談支援体制の構築に努めます。

4) 地域福祉に関わる人材の育成

心の通い合う福祉サービスを提供するには、人材育成が必要不可欠のため、各種研修の機会や情報を提供するとともに、積極的な参加が図られるよう努めます。

5) 家庭、地域と福祉サービス提供者のネットワークの形成

本人や家族、地域、サービス事業者等が相互に情報交換や相談を行える環境づくりを目指します。

6) シルバーハウジング*・プロジェクトの導入

住宅施策と福祉施策の密接な連携により、高齢者が自立でき、かつ、安心な住宅を様々な社会資本を活用しながら供給できるよう努めます。また、既存サービスである緊急通報システムとの組合せなど、地域の特性に合った方式も検討します。

7) 生きがいづくりの推進

シルバー人材センターや老人クラブの育成・支援を図り、働くことや趣味を持ちながら積極的な社会参加が可能となるような施策を講じます。

生涯学習環境等の充実を図り、心身とも健康で生き生きとした生活が送れるような事業を展開します。



基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(2) 福祉の充実

施策
内容

②児童福祉の充実

現況等

少子化の進行は、本市においても例外ではなく、その原因として、晩婚化の進行や出生率の低下が挙げられますが、その背景には女性の職場進出や子育てと仕事との両立等に対する心理的負担感や拘束感の大きいことが挙げられます。

また、核家族化や都市化の進展により、育児に親族や近隣の支援が受けにくくなっていることも要因です。

その対応策として、このような育児に対する不安を解消するために、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、すべての子育て家庭を支援していくことが必要です。

そのためには、放課後対策も含め、多様な保育サービスの充実や子育てに伴う経済的負担の軽減、家庭における子育ての心理的な負担の軽減など、子育て環境の整備を推し進めていくことが必要です。

主要計画

1) 子どもの健全育成の推進

すべての子どもたちに、すべての小学校区で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、地域の大人たちが放課後等に子どもを見守る体制をつくるため、放課後子どもプランの充実を推進します。

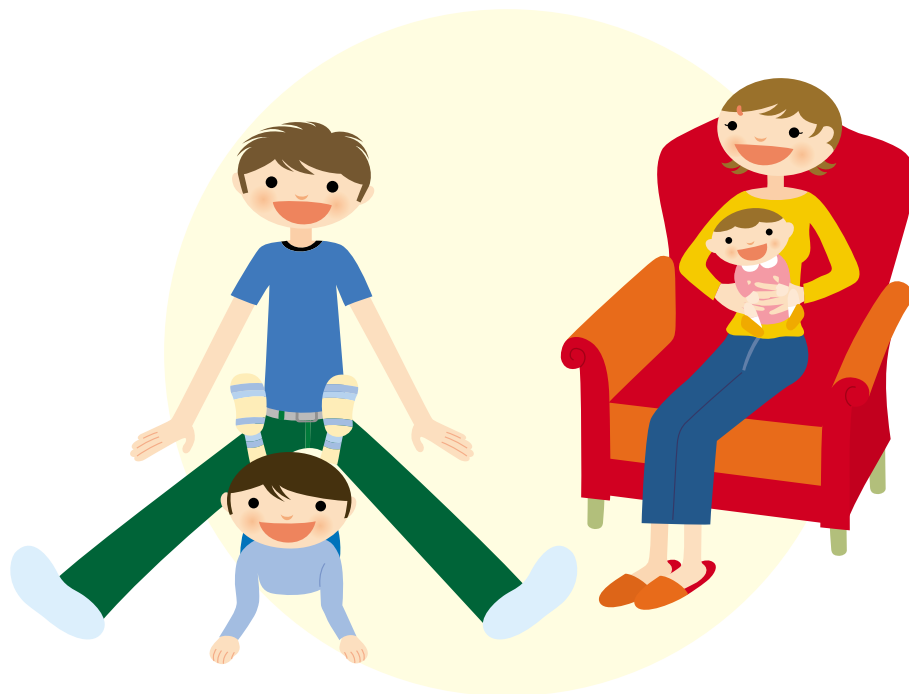
2) 子育て環境の整備

子育て家庭の育児不安を解消するため、地域子育て支援センターの有効活用と子育てサークルの育成支援を行います。また、子育てと仕事を両立させるため、乳児保育、障害児保育、開所時間の延長など、多様な保育サービスの充実を推進します。

保育所については、長期的な展望に立った保育所の適正配置や保育機能の見直しを図り、適正かつ効果的な保育環境の確保に努めます。

3) ひとり親家庭、遺児家庭等に対する支援

入学祝い金、卒業祝い金を支給し、遺児等の健全な育成を支援します。また、ひとり親家庭の父、母及び児童の医療費を給付し、経済的負担の軽減を図ります。



3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

(2) 福祉の充実

③障害者福祉の充実

現況等

障害者福祉については、平成18年4月1日からの障害者自立支援法の施行により障害者のサービス体系が再編され、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の垣根をなくして、総合的な支援体制でのサービスを行い、施設福祉から地域福祉を目指すとしていますが、その中で、どのように地域生活の基盤を整備していくのかが今後の大きな課題です。

今後、施設を退所する障害者の社会参加と就労促進、さらに、自宅での生活が困難な障害者が住み慣れた地域で暮らすことができるようにするために、必要な援助を受けながら小人数で暮らせるグループホームを地域に確保する必要があります。

障害者については、心のバリアフリー*の問題が地域での自立生活を送るための障壁となっていることから、障害者に対する誤解や偏見をなくするための理解を促進させ、ノーマライゼーション*の啓発活動を一層充実させていく必要があります。

道路や建築物のバリアフリーについては、市が率先して公共施設をバリアフリー化にして、誰もがやさしく交流できる街を目指して着実に整備していく必要があります。

主要計画

1) 必要な保健・医療・福祉サービス等が的確に提供される体制整備

生活習慣病*が原因で起こる障害の発生は、その予防あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能であるため、総合的な生活習慣病予防対策を推進します。

障害者が地域において安心して医療・福祉サービスが受けられる体制づくりと適切な診療の場の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉等の関係機関の連携による包括的なサービス体制の整備充実を図ります。

2) 交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の促進

障害者が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現し

ていくため、鉄道、バス、航路などの公共交通機関及びその関連施設の充実とバリアフリー化の促進を目指します。

3) 心のバリアを取り除く取組の推進

子どもの頃から障害者との交流を広め、ボランティア活動等と一緒に活動機会を設けるとともに、種々の行事イベントを通して啓発や広報に努め、障害者への理解を求めています。



基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(2) 福祉の充実

施策
内容

④社会福祉の充実

現況等

少子高齢化など社会環境の急激な変化の中で、本市の保護の動向を見ると、最高保護率は市制施行当時の44.37%（パーミル）*、最低保護率は平成12年度の13.55%となっています。保護率は、昭和62年度から年々減少していましたが、平成13年度以降は再び増加傾向にあり、各年度共に全国及び県平均を大幅に上回っています。保護率の高い理由としては、交通体系の未整備、気象の悪条件などを原因とする産業基盤の低位性のほか、一人暮らしの高齢者世帯の増加、他管内からの流入者の増加などが主な要因として挙げられます。

一方、生活保護を受けていない低所得者層に対しては、社会福祉協議会を通じて生活福祉資金やたすけあい資金の活用を図り、自立援護対策を講じています。

このような現状の中、その要因の的確な実態把握に努めるとともに、低所得者が社会的に自立できるような生活相談や指導体制の強化を図りつつ、生活に困窮する人々の自立を支援するため、生活福祉資金制度の活用及び生活保護制度の適正な運用に努める必要があります。

また、新たな問題として、高齢者の介護が極めて重要な問題となることから、介護サービスの提供体制の整備促進を図る必要があります。

主要計画

1) 生活の安定と向上に係る施策推進

生活困窮者の生活意欲の助長推進に必要とされる生活福祉資金制度及びたすけあい資金について、社会福祉協議会と連携を図りながら活用します。また、生活困窮者の居住の安定を図るため、公営住宅等による居住面での援護対策を推進します。

2) 自立の助長

経済的自立を助長するため、むつ公共職業安定所及び県立むつ高等技術専門

校との連携を強め、職業訓練及び就労の促進に努めます。また、生活困窮者の要因の的確な実態把握と指導強化を図り、経済的自立と意識の向上を助長し、自立更正の援助を促進します。

3) 相談・指導体制の充実強化

生活困窮者が抱える諸問題に対する相談、指導等の実施体制を充実強化するとともに、ケースワーカー^{*}、民生委員、母子相談員、心身障害者（児）相談員及び保健師等協力機関相互の有機的な連携を図り、複雑多様化、専門化してきている生活課題に対応できる相談、指導体制の整備に努め、円滑かつ適切な生活相談や更正指導を積極的に実施します。

4) 社会福祉施設の整備充実

高齢者福祉対策をはじめ、児童の健全育成を図るための児童福祉対策、母子福祉対策などを行う活動拠点となるばかりでなく、健康相談、健康教育、健康診査、栄養指導などの保健サービスをも総合的に行うことのできる施設の整備に努めます。

基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(2) 福祉の充実

施策
内容

⑤青少年の健全育成

現況等

近年の少子高齢化、核家族化といった社会構造を背景に、青少年による非行、犯罪、児童虐待等の話題がマスコミでも取り上げられ社会問題化しています。このような社会問題に対して、警察官は犯罪の予防という職務から不良行為少年の街頭指導を、学校職員は生徒指導の立場から校外指導を行い、児童福祉司や児童委員は、児童福祉の立場から要保護児童の発見に当たっています。本市においても、青少年の健全育成及び心豊かな子育てと健全な家庭づくりを目指し、関係団体と連携して非行防止活動を展開しています。

しかし、子どもや家族を巡る問題については、複雑化、多様化していることから、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応、細かな指導や支援といった役割が求められています。

主要計画

1) 非行防止活動の充実

少年指導員による街頭指導活動や健全育成及び非行防止等についての広報啓発活動を行います。また、青少年健全育成地域懇談会を開催し、関係機関、団体及び民間有志者等との連携を強化します。

2) 児童虐待等の早期発見・防止

地域の子ども虐待の早期発見窓口として、地域ネットワークの構築や組織化への取組を推進し、子ども虐待予防に努めます。また、施設を退所した子どもやその家族への自立の支援を見守り相談所と協力して行います。

基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(2) 福祉の充実

施策内容

⑥国民年金の充実

現況等

国との協力・連携のもとに、市民の年金制度に対する理解と認識を高め、全ての市民が年金受給権を確保できるよう努めています。

主要計画

1) 国民年金制度の啓発・普及

国民年金制度の健全かつ安定的な運営を目的に、制度に対する啓発や年金に関する知識の普及に努めます。

2) 適用の適正化

国民年金事務処理基準に基づき、適正な適用を行い、制度の安定化や恒常化に努めます。

3) 口座振替の推進

口座振替制度を推進し、保険料を納めやすくすることにより無年金者の発生防止に努めます。



基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(3) 教育の充実

施策
内容

① 幼児教育の充実

現況等

幼児期においては、家庭との連携を図りながら、様々な体験を通して生涯にわたる人間形成の基礎を培うことが大切になります。そのため、生きる力の基礎を身につけられるように、集団生活を通して、自立心、仲間意識などを育成するための幼児教育の充実に取り組みます。

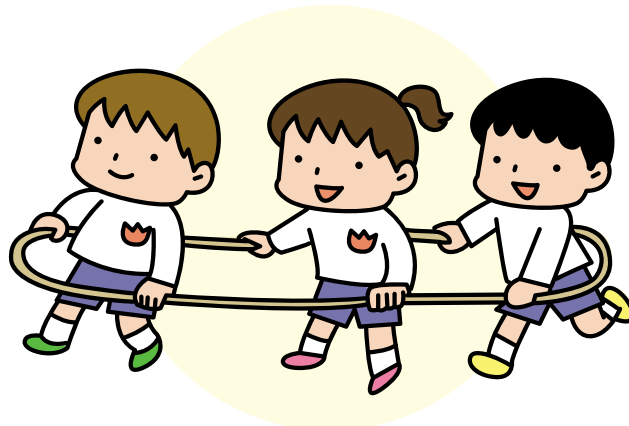
主要計画

1) 学習機会の拡充

この時期における教育は、人間形成の基礎に関わることから、保護者や周囲の人々がその発達過程を正しく理解し、発達状態に即した育児をしていくために、小学校と連携しながら知識、技能、態度についての学習拡充を図ります。

2) 家庭教育、地域教育の重要性の認識強化

家庭や地域において人間関係が希薄化し、子どもたちの人と関わる力が弱まっていることから、その力を育てることが必要です。そのため、家庭や地域との連携を図りながら、日常の生活の中で様々な体験などを通して、その愛情を育み、信頼関係を築いていきます。



基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(3) 教育の充実

施策内容

②学校教育の充実

現況等

義務教育では、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を基盤とし、確かな学力の定着と心の教育を充実するため、教育活動の充実と各種教育施設の充実に取り組みます。

特別支援教育*では、早期教育相談体制の整備、障害の重度化・重複化に対応した教育システムの整備等を推進します。

高等教育では、意欲的に高等教育を受けたいと志向する環境づくりを進めるとともに、海洋科学技術研究や海と森の自然環境に恵まれている点など、本市の特色を生かした研究機関等の誘致に取り組みます。

また、社会教育とも連携し、地域文化を学ぶ機会や社会に参画する機会を多様な形で積極的に導入することや、新たな取組へのチャレンジなどを通じ、独自の「学びの環境づくり」を進め、地域の教育力となる「地域の人材」の育成を図ります。

主要計画

1) 学校規模の適正化

地理的条件や児童生徒数の動向及び学校運営の実情を踏まえた学校の統廃合等適正配置の検討を図ります。

2) 学校施設の整備

児童生徒の安全かつ快適な教育環境を確保するため、老朽校舎の改築整備を推進します。

3) 教育基盤の充実

教職員の資質向上とニーズに対応できる研修センターの整備充実や講座内容の改善と充実に努め、教員の指導力向上を図ります。また、教員の適正、適切な配置を図り、活力ある学校教育を推進します。

4) 時代に対応した教育内容の充実

基礎的、基本的な内容の確実な定着を図るとともに、発展的な内容の学習や補充的な学習を加味するなど、一人ひとりに応じた指導の充実に努めます。また、道徳や特別活動、「総合的な学習の時間」の授業の充実に努め、新しい時代を生き抜く力の育成を推進します。

5) 早期教育相談体制の整備

障害のある未就学児を持つ保護者が定期的な教育相談を受けられるように専門の職員を配置し、保育所及び幼稚園との連携を図りながら、適正な就学指導を進めていけるよう早期教育相談体制を確立します。

6) 障害のある子とその家族に対する支援体制の充実

就学に関する保護者へのインフォームド・コンセント^{*}をより徹底するために、学校、医療、行政等の関係者と保護者を交えた協議によって、個々の教育的ニーズに応じた適正な就学指導が進められるよう就学指導委員会を含めた支援体制を工夫改善していきます。

7) 障害の重度化・重複化等に対応した教育システムの整備

一人ひとりの障害に対応した個別の指導をさらに充実したものにするために、特別支援学級担当教員の配置増や通常学級の支援員の配置を推進したり、専門の職員による学校訪問指導が定期的に行われたりするよう教育システムを整備します。

8) 進学指導の充実

小・中学校における進路指導を充実するとともに、高等学校から大学・専修学校等、高等教育機関への進学志望者数の増大を図ります。

9) 奨学金制度の充実

人材の育成を図るため、高等教育機関への進学者に対して、奨学金制度の充実に努めます。

10) 高等教育機関の誘致

下北地域の中核都市として、人材の育成はもとより、地域経済にも大きな波及効果をもたらす専修学校・大学などの高等教育機関の誘致について、海洋科学研究分野を中心にあらゆる角度からその可能性を探っていきます。

11) ふるさとへの愛着心を育む教育の推進

地域の自然、芸術、歴史、文化、伝統行事といったふるさとの良さについて、地域の人たちと関わりながら理解を深めたり、体験したりすることを通して、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。

12) 小中一貫教育の推進、教育特区*へのチャレンジ

小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくり等の心理的負担を軽減し、児童生徒がそれぞれの資質や能力を伸ばし、ゆとりを持って落ち着いた学校生活を送ることができるよう小中の連携を強化するとともに、教育特区にチャレンジし、小中一貫教育を推進します。

13) 高校教育の充実

豊かな教養と高度な知識や技能を備えた人材を育成するため、地域の特色やニーズに対応した教育環境の充実を図ります。また、校舎制に移行予定の高等学校については、今後も地域における学問や文化の拠点としての充実を図ります。

14) 情報教育の充実

高度情報通信社会の中で、主体的に生きる力を身に付けることができるよう系統的・体系的な情報教育の推進に努め、情報活用能力の育成とICT*利活用による指導力及び授業力のアップを図ります。

15) 学校保健及び学校給食の充実

児童生徒が心身ともに健康で安全な活力ある生活を育むため、家庭、地域との連携を図り、学校保健・学校安全及び食育の推進に努めます。また、早期に給食未実施校の解消を行い、全市完全給食化の実現に向け、学校給食施設の充実を図ります。



3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

(3) 教育の充実

③社会教育の充実

現況等

地域住民の学習ニーズを的確に把握し、生涯学習情報の収集及び提供、教育施設の整備充実に努め、また、生活に密着した生活課題、地域課題などの学習に市民の参画を促し、よりよい地域社会をつくる環境整備の推進が必要です。

歴史、文化等の正しい理解のため、欠くことができない文化財の計画的な調査研究、保存に努め、次世代に継承するとともに、本市の文化財行政の姿を発信するシンボルとして、「(仮称)むつ市歴史民俗資料館」の整備が大きな課題となっています。

主要計画

1) 生涯学習の情報提供と相談体制の充実

地域住民の学習活動の充実を図り、学習活動を地域社会に広げていくために、広報、新聞、放送、インターネット*等の幅広いメディアを活用し、生涯学習情報を広く収集・提供します。また、併せて学習内容や方法等の相談に応じる体制の充実に努めます。

2) 多様な学習環境の整備

地域住民の実態に応じた課題や時代の要請に応える学習プログラムの開発と充実を図るとともに、民間教育事業者等との連携を促進し、多様で総合的な学習機会の提供を図ります。併せて生涯学習活動及び社会参加活動の支援に努めます。また、子どもの読書環境づくりを進めるため「子ども読書活動推進計画」の策定に努めます。

3) ボランティア活動の支援・充実

市民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の推進を図るため、人材データバンク*の構築とともに、ボランティア活動情報の収集や提供及び相談体制の充実に努めます。

4) 学校教育と地域の協働による教育活動の推進

地域全体の子どもたちが心身ともにバランスのとれた教育環境の整備を図るため、学校と地域が協働し、社会体験活動や生活体験活動の充実を図ります。また、学校教育活動に地域の教育資源を活用する体制の整備に努めます。

5) 芸術・文化活動の推進

地域に根ざした市民文化の創造を目指し、自主的かつ主体的な芸術・文化活動を促進します。また、芸術・文化活動団体などの自主性や主体性を尊重しながら、芸術・文化活動の振興を図るため、発表の機会を提供し、市民総参加の気運を醸成します。さらに、多くの市民が内外の優れた芸術や文化を鑑賞できる機会を積極的に提供します。

6) 文化財保護の推進

- 歴史的、学術的に価値のある文化財の保護及び保存を図るため、調査研究を進め、文化財指定を進めます。
- 民俗芸能などの価値の高いものについては、伝承が絶えることのないよう伝承記録の作成、継続的な上演会などを開催し、学校教育との連携も含めた後継者の育成に努めます。
- 埋蔵文化財を保護するために、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握に努め、市民に周知するとともに、標識などを設置します。
- 文化遺産や天然記念物を含む学術上貴重な動植物や地質についての調査研究を進め、その保護及び保存に努めます。
- 文化財に対する理解を深め、郷土に対する愛着と誇りをかん養するため、積極的に生涯学習の場に情報を提供するとともに、総合的な展示会を開催し、文化財の保存等に関する啓発活動を強化します。
- 文化財保護の重要な担い手となる文化財ボランティアの養成、調査研究等のための学芸員の配置に努め、文化財保護の拠点となるべき「(仮称)むつ市歴史民俗資料館」の整備に努めます。

7) 地域文化の発掘・蓄積・発信・交流

地域文化は、地域の資源であり、宝であり、誇りです。地域資源の掘り起こしに努め、積極的に学校教育、生涯学習の場へ情報提供するとともに、市民に対する普及啓発活動等を進め、地域の一体感の醸成を図ります。さらに、観光産業等とも連動した対外的PR活動を推進し、個性あるまちづくりを促進します。

8) 生涯学習関連施設、拠点の整備

- 地域の実情と学習ニーズを踏まえた生涯学習、社会教育施設の充実と活用の促進を図ります。
- 社会教育活動の充実を図る施設の整備促進に努めます。
- 読書活動の拠点としての図書館機能の充実を図ります。
- スポーツ・レクリエーション施設の整備や広域化の促進に努めます。
- 芸術・文化活動の拠点となる施設の整備に努めます。

9) 生涯学習に関わる人材発掘と育成

地域の指導的人材及び団体を発掘し、育成支援するとともに、人材データベースの整備を図り、市民の学習活動のための環境整備に努めます。



基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(3) 教育の充実

施策内容

④ スポーツ・レクリエーション活動の充実

現況等

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることが大切であり、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。このため、生涯を通して身近にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう関係団体に対する支援、スポーツ指導者の養成、各種スポーツ教室の開催及び総合体育館等施設の整備充実などに努め、活動の充実を図ります。

主要計画

1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の健康保持及び体力づくりに寄与するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成と活動を支援するとともに、推進に努めます。また、総合型地域スポーツクラブ育成の支援や身近で活動できる地域スポーツ拠点づくりに努めます。

2) スポーツ指導者の養成

気軽にできるスポーツから競技スポーツまで、幅広く指導できる指導者の養成に努めます。また、スポーツ指導者・団体等のデータベースの整備を行うとともに、指導者を活用した初心者対象の各種スポーツ教室を開催します。

3) スポーツ・レクリエーション施設の整備

年齢や体力などに応じてスポーツ・レクリエーションに親しむことができ、利用者のニーズの多様化にも応えられるよう各種施設の整備に努めます。

基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(3) 教育の充実

施策
内容

⑤地域間交流の促進

現況等

本市は、国内外の姉妹都市や姉妹校をはじめとする各地域との盟約及び提携等により、教育、文化、科学、経済などの各分野で互いの理解を深めるため、様々な交流に取り組み、親善及び友好形成に努めています。

平成9年からは、国際交流員を配置し、さらに、小中学校においては、外国人指導者による語学指導により国際感覚を身につけた人材育成のための交流の場を創っています。

今後も、これまで以上に国内外との交流の場を広げ、国際感覚のかん養に努めなければなりません。

主要計画

1) 国内交流の推進

- 歴史的な絆で結ばれた姉妹都市会津若松市との教育、文化、経済、観光等各分野を通じた友好関係をより深化させるために、さらに幅広い交流を行い、両市の一層の繁栄に努めます。
- 全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議の一員として、地域の風景やイベント、名所、旧跡、特産品、伝統工芸等を広く全国に紹介するほか、災害時の相互支援を通じ加盟市町村間の交流の推進に努めます。

2) 国際交流の促進

- 米国ワシントン州ポートエンジェルス市及び台湾高雄市立陽明国民中学との友好・親善関係をさらに深化させるために、次代を担う子ども達の教育文化交流を継続して実施します。
- これからの国際社会を見据えて、小中学生の国際感覚をかん養するため、引き続き外国人教師招へいによる語学指導を実施するほか、国際交流員を継続して配置し、地域レベルでのさらなる交流の推進に努めます。
- 子どもたちの国際理解が進むことにより、大人も触発され諸外国の都市市民と日常的に交流が行われるよう行政と市民が一体となった国際交流推進体

制の確立を目指します。

- 海洋科学研究に適した地域環境づくりを目指し、海洋科学の分野では世界最高峰の研究所と言われるウッズホール海洋研究所の所在する米国マサチューセッツ州ファルマス町との交流を深めていきます。

3) 交流拠点の整備

各種イベントや見本市等の開催を視野に入れた交流拠点の整備充実に努め、スポーツ大会、シンポジウム等の誘致を進め、交流人口の増大によるにぎわいのあるまちづくりを目指します。



基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目(4) 男女共同参画社会^{*}の形成施策
内容

①男女共同参画社会づくりに向けた意識改革

現況等

我が国では、男女共同参画社会の構築に向けて、平成8年12月に「男女共同参画社会2000年プラン」を策定し、平成11年6月には、施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、「男女共同参画社会基本法」が制定されています。

これを受けて、国、県、市町村では、それぞれ独自の男女共同参画社会基本計画を策定することとなり、本市では、平成14年度に策定し、男女共同参画の視点に立った意識改革や教育及び学習環境の整備に取り組んでいます。

少子高齢化の進行等、急速に変化する経済社会環境のもとで、着実により具体的な推進を図るためには、計画の見直し等をしていく必要があります。

主要計画

1) 社会制度、慣行の見直し及び意識改革

男女共同参画社会を実現するために、オープンカレッジ^{*}やフォーラムを県と共催して、各地域で開催し、意識改革を図ります。

ホームページ、FMアジュール、広報紙等で周知を図り、男女共同参画週間中は、重点的なPR活動を行います。

2) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

学校教育、社会教育における男女共同参画の普及及び啓発に係る各種プログラムの充実を図ります。

基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(4) 男女共同参画社会の形成

施策内容

②家庭、地域、職場における男女共同参画の実現

現況等

男女がイコール・パートナー*として、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、共に社会の発展を支えていくような「男女共同参画社会の形成」への体制づくりをする必要があります。

主要計画

1) 男女の雇用における機会の均等及びパートナーシップ*の確立

事業者、農林水産業及び自営の商工業者に対し、男女の雇用における均等な機会と待遇の確保のため、普及活動の促進を図ります。

2) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

子育てを支援する生活環境の整備の一環として、地域子育て支援の拠点づくりを視野に入れた施策の充実を図ります。



現況等

地震、風水害などの自然災害や人為災害に対し、その発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるためには、防災訓練や治山・治水対策など国土保全等の予防対策の推進とともに、災害時の情報の収集、伝達、広報体制の確立及び安全な避難路、避難場所の確保などを適切・迅速に行える総合的な防災体制の充実に取り組む必要があります。

また、的確な初動体制の整備、被害の全体状況の早期把握、市民への速やかな情報提供のためには、情報通信基盤の整備も重要です。

原子力施設等の防災対策については、広域的な防災対策の確立や広域的な避難経路の確保に取り組む必要があります。

主要計画**1) 地域防災計画の充実**

防災体制を強化し、総合的な防災対策の確立を図るため、「むつ市地域防災計画」を適宜見直し、充実に努めます。

2) 災害予防対策の推進

- 災害発生時における対応策を迅速かつ的確に行うため、関係機関と連携を密にして各種防災訓練を実施します。
- 防災知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域自主防災組織の育成指導に努め、自主的な防災活動を推進します。
- 公園緑地、学校、広場等を避難場所として確保し、それに伴う避難場所の整備を図るとともに、民間施設、地域集会所等を避難場所にするなどの推進を図ります。
- 宅地開発等により、土砂災害、崖崩れ、地滑り等の災害が誘発されないよう適正な土地利用の指導を図ります。
- 集中豪雨や融雪洪水による被害の発生を未然に防止するため、河川及び排水路の整備に努めます。

3) 治山・治水対策等、国土保全の推進

- 治山対策としては、危険区域の位置づけを明確にし、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等の推進とともに、開発の規制、保全施設の整備に努めます。また、二級河川等の流域の保安林配備計画を見直し、森林の保水機能の向上を図り、治山設備の整備を促進します。
- 治水対策としては、河川の現状を把握しながら、改修すべき指定延長を計画的に整備促進します。
- 国土保全としては、海岸侵食に対する海岸域の保全を図るため、海岸保全施設整備を促進します。

4) 防災体制の整備

防災活動の円滑な実施を推進するため、他市町村、関係機関などの相互間の有機的な広域防災体制を確立します。

5) 救援活動及び復旧対策の充実

災害発生時において、災害の拡大防止、非難救助及び生活必需品の供給など災害の規模、被害状況に応じた適切な救援措置を講ずるとともに、二次災害の防止を重点に早期復旧体制の確立を図ります。

6) 情報通信基盤の整備

災害時における情報の収集、伝達等の防災業務を適切に行うため、むつ地区、川内地区、大畑地区及び脇野沢地区の防災行政用無線の一元化を図り、地域マスメディアの利用拡大、携帯電話メール利用による情報の提供、テレホンサービスによる情報提供等の効率的な活用を図ります。また、市民に対する予報や警報等の災害情報伝達手段として、市の放送施設の効率的活用を推進します。

7) 原子力施設等の防災対策の充実

国及び県の原子力防災計画に基づき、広域的な防災体制の確立を図ります。

8) 広域的な避難経路の確保

防災活動を円滑に実施するため、関係機関との連携を保ちながら、他市町村への避難路の確保、広域的な避難体制の充実を図ります。

基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(5) 安全で安心な環境の充実

施策
内容

②消防・救急体制の充実

現況等

本市の消防業務は、周辺町村とともに下北地域広域行政事務組合を設置し、広域消防体制を築いており、消防本部、消防署及び消防分署が配置されています。しかしながら、消防署及び消防分署の各庁舎、消防車両等設備の老朽化等が進んでいることから、消防施設や消防設備の計画的な整備を進め、消防力の充実を図ることが課題となっています。

また、消防団は、地域に密着した組織であり、災害時等における役割がますます重要となっていることから、消防団員の確保が課題となっています。

今後、組織の強化・充実とともに、常備消防*との連携を一層図っていく必要があります。

さらに、消防水利施設の整備及び救急業務体制の充実に取り組むとともに、防火思想の普及など、市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実が求められています。

主要計画

1) 常備消防体制及び関連施設・設備の整備充実

大畑消防署、大湊消防署、川内消防分署及び脇野沢消防分署の各庁舎の老朽化が著しいため、近代消防を目指した施設整備を計画的に進めます。また、科学的な消防資機材の充実と機動性の向上を図るため、消防車両等の計画的な更新を図ります。

2) 消防団の体制整備と常備消防との連携強化

消防団は、地域に密着した組織であり、機動力等の点で災害時等の役割は、ますます重要性を増していることから、減少傾向にある消防団員の確保に努め、さらなる組織の強化・充実や常備消防との連携を図ります。

3) 消防水利施設の整備

消防水利を確保するため、防火水槽、消火栓の計画的な整備を図ります。

4) 救急業務体制の充実

救急需要の増大に対応するため、救急隊員の資質向上に努め、搬送体制を強化するとともに、医療機関の協力を得て、受入れ体制の強化を図ります。また、基本的な応急処置及びAED（自動体外式除細動器）*を使用する救命講習を開催するなど、救急業務の効率的運用を図ります。

5) 防火思想の普及及び防火体制の強化

- ・ 予防査察の強化及び防火相談、危険物の保安指導、建築指導等により火災予防の徹底を図るとともに、防火管理者の育成指導を強化し、自主防災体制の確立を図ります。
- ・ 春・秋の火災予防運動を推進するとともに、防火教室などの広報活動を通じて、防火思想の普及に努めます。
- ・ 地域ぐるみの防火運動を展開するため、町内会、婦人消防クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等の防火協力団体の育成強化に努めます。
- ・ 不特定多数の人が出入りする防火対象物の関係者に対する指導強化に努めます。
- ・ 高齢者や身体障害者等の災害時要援護者を中心とした死傷防止対策の徹底を図ります。



基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(5) 安全で安心な環境の充実

施策
内容

③公害対策の充実

現況等

公害は、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲内にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるものを言い、「産業公害」と「都市公害（生活公害）」の2つに分けられます。

本市においては、公害の発生は少ないものの、騒音、悪臭等の生活に係る苦情については、多様化しています。

また、住宅密集地区の生活排水による河川の水質汚濁も懸念されるため、あらゆる形態に対しての公害対策の充実を図り、快適な環境づくりのための監視及び指導體制の強化に取り組む必要があります。

主要計画

1) 公害防止対策の推進

環境アセスメント*の実施と典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に対する監視及び指導體制等の強化を図ります。



基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(5) 安全で安心な環境の充実

施策内容

④環境衛生対策、廃棄物対策の充実

現況等

環境衛生対策については、公共下水道事業をはじめ、循環型環境社会に向けた取組等により良好な生活環境が図られつつありますが、快適な生活環境の確保のため、さらに環境に対する啓発活動を積極的に展開し、世代を超え、地域ぐるみで環境美化、環境衛生の推進に取り組む必要があります。

また、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集運搬について、業者に業務委託し、処分は下北地域広域行政事務組合が運営する一般廃棄物等処理施設「アクセス・グリーン」で実施していますが、極めて環境負荷の少ないガス化溶融施設として、平成15年度から本格稼働しています。

資源ごみについては、市民はもとより、町内会の協力のもと、回収業者及び「アクセス・グリーン」で資源化されています。

一方で、不法投棄については、いまだに散見され、本市としても看過できない問題となっています。

し尿処理については、下北地域広域行政事務組合で運営している「むつ衛生センター」が、平成19年度から汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」として新たに本格稼働しており、懸案事項であった施設の老朽化と処理能力が解消されています。

また、合併処理浄化槽については、公共下水道、農漁業集落排水*施設の整備と併せ、汲取り式便所又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改良促進を図っていく必要があります。

主要計画

1) 環境美化の推進

市民一人ひとりが、自ら住む地域の快適で衛生的な生活環境を保つため、地域ぐるみで町内清掃、害虫の駆除、野犬対策、景観作物の導入等に努めます。

2) 環境衛生の推進

井戸水等の使用における自主検査体制の指導強化と水質管理意識の普及啓発

に努めます。また、市民等のニーズや周辺環境の調和を図りながら、公衆便所の改修を図ります。

3) ごみ処理体制の充実

ごみの分別、減量化及び再資源化を促進するとともに、下北地域広域行政事務組合で運営している「アックス・グリーン」の適正な管理運営を推進し、ごみ処理体制の一層の充実を図ります。

4) 不法投棄対策の推進

関係機関との連携による監視体制と防止のための啓発を強化しながら、不法投棄対策の推進を図ります。また、産業廃棄物処理施設については、地域住民の環境保全を第一義に、適宜情報収集に努め、適正な運営を促進します。

5) し尿処理体制の充実

下北地域広域行政事務組合で運営している「むつ衛生センター」が、平成19年度から汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」として新たに本格稼働していることから、この広域処理システムのもとに、公共下水道事業と共存し、し尿処理体制の一層の充実を図ります。

6) 合併処理浄化槽設置の推進

- 青森県汚水処理施設整備構想に基づいて、居住環境の改善、水質保全を図るため、公共下水道・農漁業集落排水事業と併行して合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 浄化槽法の一部改正により、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたことに伴い、下水道事業整備区域外において、汲取り式便所又は単独処理浄化槽を設置している市民に対し、合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽設置補助金制度の啓発に努めます。

基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(5) 安全で安心な環境の充実

施策内容

⑤水道の安全・安定供給の確保

現況等

水道は健康で文化的な生活を守り、地域の経済活動を支えるために欠くことのできない都市基盤施設となっています。

本市の水道事業は、給水人口の減少や市民の節水意識の向上などによる料金収入の減少、水質管理の強化、老朽化の進んでいる水道施設の整備、危機管理への体制強化及び多様化する市民ニーズへの対応などが大きな課題となっています。

これらの課題に適切に対処するための取組を推進し、「きれいで安全・安心なおいしい水の安定的な供給」を図り、市民の水道に対する満足度の向上に努める必要があります。

主要計画

1) 水資源の確保と保全対策

- 既存の水源で需要水量に対して十分な水量を確保していますが、今後の水需要の動向等を考慮しながら新規水源の調査等を含めた整備計画を進め、十分な水量の確保に努めます。
- 河川水を水源としている浄水場の上流域の大半が国有林であるため、関係機関との連携を図りながら水源かん養地帯の拡充と森林の保全に努力します。

2) 供給施設の整備

- 安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽化が進んでいる浄水施設の全面的な改修を図ります。
- 老朽化が進んでいる配水管は、基幹管路を優先しながら計画的な更新を実施し、安定した水道水の供給を図ります。
- 貯水槽水道施設に対して直結給水を促進し、安全で良質な水の供給を図ります。
- 地震等の災害に強い管路網の形成を図るため、耐震管の整備拡充を推進します。

3) 合理的な水利用の推進

- 市民に水道の有効利用と節水意識の啓発を行うとともに、公共施設や大口需要者を対象に、水の再利用による節水意識の高揚に努めます。
- 配水計画に基づいた効率的な給水ブロックづくりと各水源地間の融通体制を確立します。
- 配水管路の点検と漏水調査を実施することにより無効水量を減少させ、効率的な水利用を図ります。

4) 簡易水道の整備

- 安全で良質な水を安定的に供給するため、上水道への統合整備を含め、老朽施設の全面改修を図ります。
- 老朽化が進んでいる配水管の計画的な更新を推進します。

5) 健全な経営の推進

老朽施設の全面改修等の新たな設備投資が見込まれることから、収益の確保を図るとともに施設管理の効率化と経営の合理化を推進して経費の縮減を図り、水道事業の健全な経営に努めます。

6) 災害対策の充実

- 災害時の給水拠点とするため、配水池への緊急遮断弁の設置と緊急貯水槽の設置を推進します。
- 水道の危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制の強化を図ります。
- 災害時の応急復旧については、より実効性のある作業マニュアルを作成して災害時に即応できる体制の強化を図ります。



基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(5) 安全で安心な環境の充実

施策内容

⑥交通安全の確保

現況等

本市の交通事故は、若干の減少傾向にあるものの、子どもや高齢者が巻き込まれる事故が依然として発生しています。

また、近年、飲酒、暴走運転による交通事故の発生が目立ち、交通ルールの遵守が強く求められています。

交通ルールの遵守及び交通モラル等の向上を図るため、学校、家庭、職場等において、交通安全教育の徹底を図るとともに、交通安全意識の普及、啓発に努めることが必要です。

また、交通安全施設の設置等交通環境の整備が課題となっています。

主要計画

1) 交通安全意識の高揚

幼児から高齢者までの交通安全教育の充実を図るとともに、運転者や歩行者の交通ルールの遵守及び交通モラルの向上等、交通安全意識の普及、啓発に努めます。

2) 交通環境の整備

幹線道路*等における交通安全確保と交通渋滞の緩和を図るための交通規制の実施、歩行者の安全を守るための歩道、信号機、カーブミラー、防護柵、道路照明等の交通安全施設の整備及び冬期間の道路交通の確保について、関係機関と連携を図ります。

3) 被害者救済体制の確立

交通事故相談業務を充実するとともに、交通災害共済の加入促進を図ります。

基本
方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策
項目

(5) 安全で安心な環境の充実

施策
内容

⑦防犯対策の充実

現況等

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」が平成18年4月1日から施行され、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、県が主体となり警察、市町村、学校、地域が一体となって取り組んでいるところです。

市では、既存の防犯組織による防犯パトロール、防犯に関する広報や啓発活動、地域の危険箇所への立て看板設置等の活動を展開しています。

昨今の声かけ事案や不審者対策としては、「子ども・女性110番の家(店)」ステッカーを保護者世帯や深夜営業店などへ配布、「子ども110番の車」ステッカーを各種団体やタクシー会社及び宅配業者等へ配布するなど、地域の安全対策に取り組んでいますが、より一層の体制強化が今後の課題となっています。

また、架空請求詐欺などの多発する消費者トラブルの未然防止対策が求められています。

主要計画

1) 地域全体での防犯意識の高揚

地域住民の防犯意識を高めるため、関係機関や団体と連携して啓発事業を推進します。

2) 地域コミュニティ*による積極的な防犯活動への支援体制の強化

地域コミュニティによる積極的な防犯体制の整備等を行い、防犯活動への支援体制の強化を行います。

3) 子ども、女性の安全対策の推進

「子ども・女性110番の家(店)」の支援と体制強化を推進します。

4) 消費者保護の推進

消費者意識の高揚を図るとともに、消費生活相談体制の充実など市民が安全な消費生活を送れる環境を整備します。

資 料

1. むつ市長期総合計画策定経過
2. むつ市総合開発審議会委員名簿
3. むつ市総合開発審議会への諮問
4. むつ市総合開発審議会からの答申
5. 用語解説

1. むつ市長期総合計画策定経過

年 月 日	概 要
平成18年10月17日	<p>●部長会の開催</p> <p>長期総合計画の策定方法、組織体制、スケジュール等</p>
平成19年2月1日	<p>●第1回策定小委員会の開催</p> <p>小委員会は、次長級、課長級で6部門を構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1小委員会（行政基本計画の原案作成等） 第4小委員会（都市基盤整備計画の原案作成等）
平成19年2月2日	<p>●第1回策定小委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3小委員会（生活環境整備計画の原案作成等） 第5小委員会（産業経済振興計画の原案作成等）
平成19年2月5日	<p>●第1回策定部会の開催</p> <p>部会は、課長補佐級、係長級で6部門を構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1部会（行政基本計画の原案協議等）
平成19年2月6日	<p>●第1回策定部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3部会（生活環境整備計画の原案協議等）
平成19年2月7日	<p>●第1回策定部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4部会（都市基盤整備計画の原案協議等） 第5部会（産業経済振興計画の原案協議等）
平成19年2月8日	<p>●第1回策定小委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2小委員会（市民福祉向上計画の原案作成等） 第6小委員会（教育文化振興計画の原案作成等）
平成19年2月9日	<p>●第1回策定部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2部会（市民福祉向上計画の原案協議等） 第6部会（教育文化振興計画の原案協議等）
平成19年2月	<p>●長期総合計画素案（策定小委員会、策定部会）作成作業</p>
平成19年2月28日	<p>●第2回策定小委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2小委員会（市民福祉向上計画の素案協議等） 第3小委員会（生活環境整備計画の素案協議等） 第4小委員会（都市基盤整備計画の素案協議等）

年 月 日	概 要
平成19年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回策定小委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第1小委員会（行政基本計画の素案協議等） ・第5小委員会（産業経済振興計画の素案協議等） ・第6小委員会（教育文化振興計画の素案協議等）
平成19年3月	●長期総合計画素案の策定作業
平成19年4月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回策定委員会の開催 長期総合計画素案の決定 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 委員会は、市長、副市長、収入役、教育長、公営企業管理者、部局長等で構成 </div>
平成19年4月25日 ～5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●市民から意見募集 市政だより、市ホームページ及びFMアジュールで周知 市ホームページ、市の施設で縦覧
平成19年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回むつ市総合開発審議会の開催 長期総合計画素案の諮問 長期総合計画素案の第1部「序論」の審議等
平成19年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回むつ市総合開発審議会の開催 長期総合計画素案の第2部「基本構想」の審議等
平成19年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回むつ市総合開発審議会の開催 長期総合計画素案の第3部「基本計画」の審議等
平成19年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回むつ市総合開発審議会の開催 長期総合計画素案に対する答申の審議等
平成19年7月25日	●むつ市総合開発審議会から答申
平成19年8月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回策定委員会の開催 むつ市総合開発審議会の答申を受けて協議
平成19年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●むつ市議会 むつ市長期総合計画「基本構想」を市議会へ提案、可決 （「序論」「基本計画」は、参考資料として提出）

2. むつ市総合開発審議会委員名簿

(委員25名・オブザーバー1名)

役 職 名	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	大 畑 敏 和	むつ市老人クラブ連合会会長
会長職務代理者	齊 藤 美津江	むつ市連合婦人会会長
委 員	慶 長 徳 造	むつ市議会総務常任委員会委員長
	佐々木 隆 徳	むつ市議会産業経済常任委員会委員長
	飛 内 賢 司	むつ市議会建設常任委員会委員長
	澤 田 博 文	むつ市議会教育民生常任委員会委員長
	山 本 文 三	むつ市教育委員会委員長
	立 花 順 一	むつ市農業委員会会長
	大 島 實	むつ市行政連絡員連絡協議会会長
	福 島 利 一	むつ市行政連絡員連絡協議会副会長
	笠 嶋 武 夫	むつ市行政連絡員連絡協議会副会長
	田 中 弘 子	むつ市行政連絡員連絡協議会理事
	藤 田 修	むつ市社会福祉協議会常務理事事務局長
	關 實	むつ商工会議所会頭
	住 吉 明 夫	むつ市消防団連合消防団長
	館 秀 明	はまなす農業協同組合代表理事組合長
	成 田 幸 雄	大畑町漁業協同組合総務部長
	藤 島 文 孝	下北地方森林組合参事
	領 毛 健 治	むつ市体育協会会長
	山 本 陽 子	むつ市文化団体協議会副会長
	三 国 涉	むつ青年会議所理事長
	三 上 史 雄	むつ下北医師会会長
	野 澤 昭 男	青少年育成むつ市民会議会長
	千 葉 喜 勢 子	希望の友保育園園長
	小 川 千 恵	NPO法人むつ下北子育て支援ネットワークひろば代表理事
オブザーバー	千 船 五 郎	脇野沢村漁業協同組合参事

※ 敬称略、順不同

3. むつ市総合開発審議会への諮問

む つ 024～47
平成19年 5月30日

むつ市総合開発審議会会長 様

むつ市長 杉 山 肅

むつ市長期総合計画について（諮問）

むつ市長期総合計画を策定するに当たり、別紙のとおり計画素案をとりまとめましたので、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

4. むつ市総合開発審議会からの答申

むつ 総審第4号
平成19年7月25日

むつ市長 宮 下 順一郎 様

むつ市総合開発審議会
会 長 大 畑 敏 和

むつ市長期総合計画（素案）について（答申）

平成19年5月30日付けむつ024～47により本審議会に諮問されたむつ市長期総合計画（素案）について、慎重に審議した結果、おおむね妥当であると認められるが、別紙のとおり一部、修正意見及び要望を付して、ここに答申します。

本計画は、平成17年3月14日の4市町村合併後をはじめて策定するものであり、新むつ市の進むべき方向性を示す最上位計画となるものです。

従って、本計画の実施に当たっては、将来像として掲げられた「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」の実現のため、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」をはじめ、3つの基本方針を柱とした施策について、厳しい行財政の状況下にあるが、適切かつ効果的な推進に努められるよう要望します。

(別 紙)

修正意見及び要望

【修正意見】

修 正 後	修 正 前
<p><P19></p> <p>1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり</p> <p>(1) 観光の振興</p> <p>① 広域周遊型観光の形成</p> <p>1) 誘客のための周遊ルートの整備 むつ市を軸として、下北半島、北海道道南、津軽、南部の広域周遊ルートを整備するとともに、<u>交通アクセスの改善に努め、誘客促進を図ります。</u></p>	<p>1. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>むつ市を軸として、下北半島、北海道道南、津軽、南部の広域周遊ルートを<u>整備し、誘客促進を図ります。</u></p>
<p><P20></p> <p>1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり</p> <p>(1) 観光の振興</p> <p>② 第1次産業との関係</p> <p>1) 第1次産業を活用した各種ツーリズムの実施 <u>農林水産業を活かし、かつ、共存共栄を目指した各種ツーリズム実施のための情報収集を行います。</u></p> <p>3) 地域ブランドの構築 <u>農林水産物などの地域資源を有効に活用し、他地域との差別化や地域の信頼性向上に努め、地域イメージの確立を目指します。</u></p>	<p>1. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>農林水産業を<u>活かした各種ツーリズム実施のための情報収集を行います。</u></p>
<p><P23></p> <p>1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり</p>	<p>1. (略)</p>

修 正 後	修 正 前
<p>(2) 特色ある地域産業の育成 ② 商工業の振興</p> <p>1) 中心市街地の魅力向上 <u>中心市街地活性化法の改正に対応した新たな中心市街地活性化基本計画策定の検討を含め、まちづくりと一体となった商業空間の整備促進を図り、公共交通機関の機能強化を促進します。また、商店会やまちづくり団体が行う人材育成事業や空き地・空き店舗を活用した新規事業など、様々な取組への支援を行います。</u></p>	<p>(2) (略) ② (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>まちづくりと一体となった商業空間の整備促進を図り、公共交通機関の機能強化を促進します。また、商店会やまちづくり団体が行う人材育成事業や空き地・空き店舗を活用した新規事業など、様々な取組への支援を行います。</p>
<p><P26～P27></p> <p>1. 地域の個性を活かした特色あるまちづくり</p> <p>(3) 豊かな環境の創造 ① 循環型環境社会の創造</p> <p>4) 地球温暖化防止対策の推進 <u>地球温暖化問題は、将来の人類の生存そのものに関わる重大な問題であり、早急に取り組むべき世界的な課題となっていることから、市行政の事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を減らすための「地球温暖化対策推進実行計画」の策定並びに事業者等とも連携した地域としての取組を検討します。</u> <u>また、同計画は環境負荷の低減を目的とすることから、今後、更なる新技術の開発等を注意深く見極め、導入を検討します。</u></p>	<p>1. (略)</p> <p>(3) (略) ① (略)</p>
<p><P38></p> <p>2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり</p> <p>(1) 一体的な地域の形成 ① 道路基盤の整備</p>	<p>2. (略)</p> <p>(1) (略) ① (略)</p>

修 正 後	修 正 前
2) 幹線道路（国道、県道）の整備 <ul style="list-style-type: none"> • (略) • (略) • 幹線道路として進められている<u>国道279号「二枚橋バイパス」及び国道338号「宇曽利バイパス」</u>の早期完成を要望します。 	2) (略) <ul style="list-style-type: none"> • (略) • (略) • 幹線道路として進められている国道338号「宇曽利バイパス」の早期完成を要望します。
<P40～P41> 2. 市民参加による一体的な新しいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> (1) 一体的な地域の形成 ③ 広域交通ネットワークの形成 5) 新幹線駅への長距離バス路線の整備充実 東北新幹線「八戸・新青森」間は、平成22年の完成を目指すことが示され、八戸・新青森間の開業は、当地域にとって観光をはじめとした地域振興に大きく寄与することから、その開業効果を最大限に引き出すため、 <u>新幹線八戸駅や新たに新幹線駅となる（仮称）七戸駅、新青森駅までの長距離バス等を中心とした交通網の整備充実に係る取組を強化します。</u>	2. (略) <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) ③ (略) 5) (略) <p>東北新幹線「八戸・新青森」間は、平成22年の完成を目指すことが示され、八戸・新青森間の開業は、当地域にとって観光をはじめとした地域振興に大きく寄与することから、その開業効果を最大限に引き出すため、<u>新幹線駅までの長距離バス等を中心とした交通網の整備充実に係る取組を強化します。</u></p>
<P68～P70> 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> (3) 教育の充実 ② 学校教育の充実 現況等 (前略) 高等教育では、意欲的に高等教育を受けたいと志向する環境づくりを進めるとともに、海洋科学技術研究や海と森の自	3. (略) <ul style="list-style-type: none"> (3) (略) ② (略) 現況等 (前略) 高等教育では、意欲的に高等教育を受けたいと志向する環境づくりを進めるとともに、海洋科学技術研究や海と森の自

修 正 後	修 正 前
<p>然環境に恵まれている点など、本市の特色を生かした<u>研究機関等</u>の誘致に取り組みます。</p> <p>また、<u>社会教育とも連携し、地域文化を学ぶ機会や社会に参画する機会を多様な形で積極的に導入することや、新たな取組へのチャレンジなどを通じ、独自の「学びの環境づくり」を進め、地域の教育力となる「地域の人材」の育成を図ります。</u></p> <p>3) <u>教育基盤の充実</u> 教職員の資質向上とニーズに対応できる研修センターの整備充実や講座内容の改善と充実に努め、<u>教員の指導力向上を図ります。</u> <u>また、教員の適正、適切な配置を図り、活力ある学校教育を推進します。</u></p> <p>14) <u>情報教育の充実</u> 高度情報通信社会の中で、主体的に生きる力を身に付けることができるよう系統的・体系的な情報教育の推進に努め、<u>情報活用能力の育成とICT利活用による指導力及び授業力のアップを図ります。</u></p> <p>15) <u>学校保健及び学校給食の充実</u> <u>児童生徒が心身ともに健康で安全な活力ある生活を育むため、家庭、地域との連携を図り、学校保健・学校安全及び食育の推進に努めます。</u> <u>また、早期に給食未実施校の解消を行い、全市完全給食化の実現に向け、学校給食施設の充実に努めます。</u></p>	<p>然環境に恵まれている点など、本市の特色を生かした<u>研究機関、高等教育機関等</u>の誘致に取り組みます。</p> <p>また、<u>社会教育とも連携し、独自の「学びの環境づくり」を進め、地域振興において不可欠である人材の育成を図ります。</u></p> <p>3) (略) 教職員の資質向上とニーズに対応できる研修センターの整備充実や講座内容の改善と充実に努め、<u>教員の指導力向上を図ります。</u></p> <p>14) (略) 高度情報通信社会の中で、主体的に生きる力を身に付けることができるよう系統的・体系的な情報教育の推進に努め、<u>情報活用能力の育成を図ります。</u></p>

修 正 後	修 正 前
<p><P73> 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり (3) 教育の充実 ④ スポーツ・レクリエーション活動の充実</p> <p>現況等 心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることが大切であり、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。このため、生涯を通して身近にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、関係団体に対する支援、スポーツ指導者の養成、各種スポーツ教室の開催及び<u>総合体育館等施設の整備充実</u>などに努め、活動の充実を図ります。</p>	<p>3. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>現況等 心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることが大切であり、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。このため、生涯を通して身近にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、関係団体に対する支援、スポーツ指導者の養成、各種スポーツ教室の開催及び<u>施設の整備</u>などに努め、活動の充実を図ります。</p>

【要 望】

1. 中心市街地活性化法の改正に基づく新しい中心市街地活性化基本計画を策定するための取組を急がれるよう要望します。
2. 本市においては、経済の立て直し、雇用対策が喫緊の課題であることから、これらの対策の一つとして、むつ版地域ファンドの設立を官民一体で取り組み、地域として起業を促すバックアップ体制の確立に努められるよう要望します。
3. 計画（素案）部分以外の要望となるが、今後、当該計画の策定に当たって、市民の声をより多く反映させるとともに、合併後の各地域での様々な課題に対応するため、むつ市総合開発審議会の組織について、公募による市民枠拡大を含めた見直しの検討をされるよう要望します。

5. 用語解説

【あ行】

ICT（情報通信技術）【あい・しー・ていー（じょうほうつうしんぎじゅつ）】

「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称で、情報・通信に関連する技術一般をいいます。従来用いられてきたIT（アイティー）とはほぼ同様の意味で使用されています。ITの「情報」に加えて、「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点が強みです。

IT（情報通信技術）【あい・ていー（じょうほうつうしんぎじゅつ）】

「Information Technology」（インフォメーション・テクノロジー）の略称で、日本語で情報通信技術のことです。情報通信技術とは、コンピュータとネットワークに関する技術とその応用のことであり、インターネットがその代表例です。最近では、コミュニケーションという概念を含めた「ICT」を情報通信技術の意味で用いるようになってきています。

アイデンティティー【あいでんていていー】

同一性。地域・組織・集団などへの帰属意識をいいます。

アウトソーシング【あうとそーしんぐ】

アウトソーシングとは、外部（outside）の経営資源（source）を活用することと定義されており、外部の専門企業などに業務を委託することをいいます。

字限図【あざきりず】

明治初年に全国的に作製された地籍図をいいます。

イコール・パートナー【いこーる・ぱーとなー】

相手と対等な立場で協力し合う関係をいいます。男女共同参画社会における男女の関係のほかビジネス社会における企業の関係や国と国の関係にも使われます。また、行政側と市民の関係もこの考え方が求められています。

一次医療【いちじいりょう】

診療所やかかりつけ医などへの一般的な疾病や外傷等に対する外来診療等を指し、これらを一次医療機関といいます。なお、一次医療機関では対応できない病気や入院、高度な診断機能等を行う病院を二次医療機関、二次医療機関で対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等、重篤な患者に対応する医療機関を三次医療機関と呼んでいます。

一部事務組合【いちぶじむくみあい】

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合です。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的であるなどの理由で設立されるもので、ゴミ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設立されています。

一般財源【いっばんざいげん】

収入した時点でその用途が特定されないで、地方自治体の裁量によって使用できる財源を一般財源といい、地方税や地方交付税などがあります。一方、収入の段階で用途が特定されている財源で、国庫補助金や地方債、使用料などを特定財源といます。

インターネット 【いんたーねっと】

地球規模のネットワークをいいます。通信回線を介して、世界各地の個人や組織のコンピュータをつなぐことができます。

インフォームド・コンセント 【いんふぉーむど・こんせんと】

医師が患者に診療の目的・内容を十分に説明して、患者の納得を得て治療することをいいます。なお、英語の本来の意味としては「あらゆる」法的契約に適用される概念ですが、日本語でこの用語を用いる場合はもっぱら医療行為に対して使用されます。

インフラ 【いんふら】

「Infrastructure」（インフラストラクチャー）の略称で、日本語では一般的に社会基盤と訳されます。具体的には、道路、港湾、学校、病院、上下水道施設など、産業活動や日常生活を支える基盤となる施設をいいます。

AED（自動体外式除細動器） 【えー・いー・でいー（じどうたいがいしきじょさいどうき）】

心臓の心室細動の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のことをいいます。

エコ・コースト 【えこ・こーすと】

エコ（eco）は生態・環境、コースト（coast）は海岸のことをいい、生態系等自然環境に配慮した海岸をいいます。

NPO 【えぬ・ぴー・おー】

「Non-Profit Organization」（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略語で「非営利組織」や「非営利団体」と訳され、住民が行う自由な組織的社会貢献活動として、営利を目的としない民間組織のことをいいます。

オープンカレッジ 【おーぷんかれっじ】

大学と行政などが年齢、学歴等を問わず、市民に広く開放する公開講座をいい、本人の選択により、自由に講座を履修することができます。

温室効果ガス 【おんしつこうかがす】

温室効果ガスとは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称で、水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当します。これらは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがありますが、近年、人間活動の活発化に伴い、温室効果ガスの濃度が高まり大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球温暖化が進行しています。

【か行】**各種ツーリズム 【かくしゅつーりずむ】**

ツーリズムとは、旅行、レクリエーションのことをいい、都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむグリーンツーリズム、島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせるブルーツーリズムなど、第1次産業と連携した余暇活動があります。また、自然の生態系や歴史的文化的な遺産の保護と保全という活動に、観光という余暇活動を加えたものなど、環境や社会的な活動を含めたエコツーリズムなどもあります。

環境アセスメント【かんきょうあせすめんと】

大規模な事業を実施しようとする事業者が事業計画を策定する段階から、事業の実施により事業予定地やその周囲の地域に及ぼす環境への影響について、あらかじめ調査・予測・評価するとともに、環境の保全のための措置を検討し、また、この措置が行われた場合の事業の実施が環境に及ぼす影響について、総合的に評価することをいいます。

幹線道路【かんせんどうろ】

主要地点間を結び道路網の骨格をなす重要路線のことをいいます。

既存ストック【きぞんすとっく】

形成・蓄積された公共施設や住宅等の基盤をいいます。市町村合併により、従前の市役所・役場、公共公益施設の統廃合や行政機構の再編等が行われ、旧庁舎等に余剰な空き空間が発生することから、旧庁舎等の空き空間をまちづくり・地域づくりの拠点として活用することが望まれています。

義務的経費【ぎむてきけいひ】

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費をいいます。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされ、この義務的経費の割合が高くなると財政の硬直度は高まるといわれています。

財政の硬直化…毎年度の支出全体に占める公債費等の額の割合が高まるほど、自治体が自由に使える財源が少なくなり、これを財政の硬直化といいます。

キャリア形成【きゃりあけいせい】

「キャリア」とは、一般に「経歴」「経験」等と表現され、「キャリア形成」とは、個人が必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成していくことをいいます。

ケースワーカー【けーすわーかー】

何らかの社会的援助なしには、精神的・身体的・社会的な生活上の問題を解決できない個人や家族に対して、個別的にその問題解決を援助する職に従事する専門職員をいいます。

原子燃料サイクル施設【げんしねんりょうさいくるしせつ】

原子力発電所から出た使用済燃料を、再処理して、再び燃料として使用する一連の流れを行う施設で、再処理工場、ウラン濃縮工場などがあります。使用済燃料中間貯蔵施設は、原子燃料サイクル全体の運営に柔軟性を持たせる重要な役目を担う施設です。

コーホート要因法【こーほーとよういんほう】

男女別、年齢別（5歳階級）に、生存率、社会移動率を推計し、出生率は出産年齢の女性人口の年齢別ごとの出生率をもとに推計することにより、人口を推計する手法です。この手法は人口推計手法としては最も普及しているものであり、国立社会保障・人口問題研究所における都道府県別人口推計や、全国の多くの市町村における人口推計に用いられています。

後期高齢者医療【こうきこうれいしゃいりょう】

高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要であることから、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されます。75歳以上の方又は65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にあると認定を受けた方が対象となります。

公債費【こうさいひ】

自治体が借り入れた地方債等の返済に充てる経費をいいます。

公租公課【こうそこうか】

租税公課ともいい、国又は地方公共団体によって公の目的のために賦課される金銭負担の総称です。公租は国税、地方税などの租税を指し、公課は租税以外の国又は地方公共団体から課せられる負担金、賦課金、罰金などをいいます。

コミュニティ自治【こみゆにていじち】

住民相互の交流が行われている地域社会により運営されているものをいいます。

コミュニティバス【こみゆにていばす】

通常の路線バスではカバーしにくいような、きめ細かい地域の公共交通需要に対応するため、自治体が運営又は支援を行い、一定地域内を運行するバスのことをいいます。通常、小型のバスが用いられ、狭い道でも運行でき、また低料金あるいは無料で運行するなど、地域住民の日常的な移動を支えます。

コンテンツ産業【こんてんつさんぎょう】

映像産業（映画産業、テレビ産業）、音楽産業、ゲーム産業、出版産業のことをいいます。

コンピュータウイルス【こんぴゅーたういるす】

元々は、他のプログラムに寄生して自分自身の複製をつくることのできるコンピュータプログラムを指していましたが、現在では、ユーザーの意図と無関係に自己複製を行い、多くの場合不利益をもたらすプログラムのことを指すようになってきました。

【さ行】**サイバーテロ【さいばーてろ】**

ネットワーク内のテロリズムで、国家や社会基盤の混乱を目的に、又はそれを維持するため、必要な情報システムへの侵入や破壊工作を行うことをいいます。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）【さん・あーる(り)でゅーす・りゆーす・りさいくる】

「Reduce」（リデュース：減らす）、「Reuse」（リユース：再び使う）、「Recycle」（リサイクル：再資源化）の頭文字をとった言葉をいいます。1. リデュース（ごみの発生抑制）、2. リユース（再使用）、3. リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めることがよいという考え方を示しています。

三位一体の改革【さんみいったいのいかく】

地方財政の改革において「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「地方交付税の見直し」、「地方への税源移譲」を同時に進めようとする考え方のことをいい、地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を同時にめざすものです。

市債【しさい】

道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金のことをいいます。

市民協働【しみんきょうどう】

コラボレーション (collaboration) の訳語とされていますが、コラボレーションという言葉は芸術や産業の分野などでよく使われています。「協働」、「コラボレーション」という言葉のなかには単に一緒にやる、協力してやるというだけでなく、異質なものの出会いによって生まれる新しい相乗効果、創造性を期待する意味を込めて使われることが多いようです。協働の中でも、特に、行政が市民と協働する関係性を「市民協働」といっています。

シルバーハウジング【しるばーはうじんぐ】

高齢者世話付き住宅ともいい、低所得の高齢者世帯を対象に、段差の解消や手摺りの設置等バリアフリーに配慮した住宅で、生活補助員（ライフサポートアドバイザー）による一定のサービスが受けられる公営住宅のことをいいます。

主要地方道【しゅようちほうどう】

国土交通大臣が指定する主要な都道府県道又は政令指定都市の市道をいいます。高速自動車国道や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路として位置付けられており、整備や維持管理に要する費用の一部を国が補助することができるとされています。

循環型社会【じゅんかんがたしゃかい】

廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処分することによって、石油や森林等の天然資源をできるだけ使わない、環境にやさしい社会のことをいいます。

使用済燃料中間貯蔵施設【しょうずみねんりょうちゅうかんちよざうせつ】

中間貯蔵施設は、原子力発電所で一度使い終わった使用済燃料を再処理工場で再処理するまでの間、一時的に貯蔵・管理する鉄筋コンクリートでつくられた倉庫のような施設をいいます。原子炉から取り出された使用済燃料は一定期間、発電所内の貯蔵プールで貯蔵された後、キャスクと呼ばれる容器に入れられ、中間貯蔵施設へ運ばれます。中間貯蔵施設では、使用済燃料を約50年間安全に貯蔵・管理することになっています。

常備消防【じょうびしょうぼう】

消防組織法に基づいて市町村に設置される消防本部をいいます。なお、消防本部の業務実施機関として消防署が置かれています。

新エネルギー【しんえねるぎー】

太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、廃棄物発電、電気自動車（ハイブリッドを含む。）、メタノール自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などのエネルギーをいいます。

新市まちづくり計画【しんしまちづくりけいかく】

「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）第5条に規定する新市建設計画として、むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会が平成16年10月に策定したもので、新市の将来ビジョンを示したものです。

人材データバンク【じんざいでーたばんく】

多くの人材データをコンピュータなどで整理・保管しておき、必要な情報を必要に応じて提供する機関又はデータをいいます。

スクラップ・アンド・ビルド 【すくらっぷ・あんど・びるど】

老朽化した建物などを一旦取り壊し、その後、最新鋭の技術などを生かした新しい建物などをつくったりすることをいいます。行政の分野では、新たな組織・機構を設置する場合に、既存の部・課等を改廃し、全体として組織の肥大化を防ごうとすることや、限られた財源を有効に活用するために、事務事業の改廃等の見直しを行う方式のことをいいます。

生活習慣病 【せいかつしゅうかんびょう】

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、これらの疾患と肥満を複合する状態をメタボリック・シンドロームと呼んでいます。かつては加齢によって発病すると考えられたために成人病と呼ばれていましたが、長年の生活習慣が深く関与していることが判明してきたため、予防できるという認識を醸成することを目的として使われるようになりました。

雪氷熱 【せっぴょうねつ】

雪や水の冷熱エネルギー（冷たい熱エネルギー）をいい、近年、これを利用した建物の冷房や農作物などの冷房が行われるようになってきています。

ゼロエミッション 【ゼロえみっしょん】

産業界における生産活動の結果排出される廃棄物をゼロにして、循環型産業システムを目指し、全産業の製造過程を再編成することにより、新しい産業集団（産業クラスター）を構築しようとする構想のことをいいます。

SOHO 【そーほー】

「Small Office Home Office」（スモールオフィス（個人事業）・ホームオフィス（在宅勤務））の略で、ICT（情報通信技術）を活用して、自宅や小さなオフィスで事業活動を行っている小規模の事業者のことを指します。働くスタイルや職種は様々であり、例えば、家庭の主婦や企業に属さない起業家などが、自宅をベースに独立・自営するスタイルなども含みます。

[た行]**多自然居住** 【たしぜんきょじゅう】

全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において用いられている用語で、自然環境の豊かな地域において、自然と共生するゆとりある新たなライフスタイルの実現と地域の活性化を目指すものです。

多目的バス 【たもくてきばす】

通院や通学など、多様な行政サービスの一環として自治体等有償により運行するものをいいます。改正前の旧道路運送法の条文にちなんで「80条バス（新法では79条）」と呼ばれることもあります。

第三者行為 【だいさんしゃこうい】

交通事故や傷害事件、他人の飼い犬に噛まれたなどのように他人の行為が原因で負傷したり、病気になったりすることを第三者行為といいます。第三者の行為による医療費は、原則として加害者が負担すべきものとして損害賠償に含まれます。

団塊世代【だんかいせだい】

一般的に第2次世界大戦終戦後の1947年から1949年の第1次ベビーブームに生まれた世代を指します。また、その子供の世代は団塊ジュニアと呼ばれています。

男女共同参画社会【だんじょきょうどうさんかくしゃかい】

性別にかかわらずあらゆる分野への参画と能力発揮の機会が等しく保障されることを大前提にしつつ、一人ひとりの個性が尊重される社会のことをいいます。

地域経営【ちいきけいえい】

住民、NPO、行政など、地域で暮らし活動する人々が、その地域の資源（人、自然、ノウハウ、土地、資本など）を活用して、地域生活者に満足を与えるための様々な活動を通して行う地域づくり・運営をいいます。

地域コミュニティ【ちいきこみゆにてい】

様々な共同体のことを意味し、極めて多義的な言葉です。従来は、町会・自治会など、同じ地区に居住する個人や家族によって構成され、相互扶助的な機能を持った集まりのことを指すことが多かったといえますが、近年では、趣味やボランティア活動など、一定のテーマ・目的を持つ個人等によるコミュニティも数多く見られるようになりました。

地域ブランド【ちいきぶらんど】

地域を主に経済的な側面から捉えたときの、生活者が認識するさまざまな地域イメージの総体をいいます。特産品や観光地など実体のあるものを地域ブランドというばかりではなく、「食べ物おいしいそう」とか「海がきれい」などのイメージを連想させる地名や地形その他無形の資産を地域ブランドとすることもあり、その概念は広くとらえられています。

地産地消【ちさんちしょう】

地元で生産された農林畜水産物を地元で消費することをいいます。

地上デジタル放送【ちじょうでじたるほうそう】

地上デジタルテレビ放送は、従来のアナログ方式と比べて、ゴーストや雑音のない、より高品質な映像と音声を受信することができる新たな放送です。テレビ局と双方向での情報のやりとりや字幕・解説放送サービス、音声聞き取りにくい場合の音声速度調整など人にやさしいサービスが可能となります。2011年7月には地上デジタル放送へ完全移行される予定（地上アナログ放送終了）となっています。

地方交付税【ちほうこうふぜい】

財政力の弱い自治体に国の税金の一部を配分する制度をいい、自治体間の税収格差を埋める財政調整機能と歳入不足を補う財源保障機能があります。

地方分権【ちほうぶんけん】

権力を中央統治機関に集中させずに、地方自治体に広く分散させることをいいます。

デマンド交通【でまんどこうつう】

地元のタクシー会社や自治体などが運営する小型の乗合自動車で、電話等による予約により利用者を自宅などから目的地まで送迎する交通システムをいい、タクシーのような「ドアtoドア」の便利さと乗り合いによる合理性を併せ持つ交通システムとして期待されています。

電源三法交付金【でんげんさんぽうこうふきん】

発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために創設された電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法の総称）のことで、この法に基づき交付されるものをいいます。発電施設等立地地域において公共用施設の整備や地域の活性化を目的とした事業を行うなど、電源立地の円滑化を図るための中心的施策として位置付けられています。

電子自治体【でんしじちたい】

自治体の広範な業務にICT（情報通信技術）を効果的に取り入れ、役所内のコンピュータをネットワークでつないだり、住民が必要な行政情報を個人情報の保護等を行った上でインターネットを通じて住民に提供したりすること等により、行政サービスの向上、透明性の向上、行政事務の効率化等を推進する自治体のことをいいます。

特定地域振興重要港湾【とくていちいきしんこうじゅうようこうわん】

地域の振興に重要な役割を果たすことが期待できる港湾で、特定の分野・機能の強化を図り、港湾及び周辺地域の活性化を図るため、調査の実施・予算の配分等を通じて国が積極的に支援する港湾です。

特別支援教育【とくべつしえんきょういく】

幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、幼稚園から高等学校にわたって行われるもので、これまでの特殊教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて器質的な障害である視覚障害、聴覚障害、運動機能障害、知的障害等に加え、発達障害者支援法に定義されるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等も対象とする教育をいいます。

特区【とつく】

「特別地域」の略称です。特定の分野・業種などに対し法的規制等を特別に緩和・撤廃したり、優遇制度が適用されたりする地域・区域を指し、近年では、構造改革特別区域法に基づく規制の特例を受けた地域、いわゆる「構造改革特区」のことを指す場合が多くなっています。「構造改革特区」は、構造改革特区地域を限定して特定分野の規制を総合的に緩和・撤廃し、経済の活性化を図る制度のことで、構造改革の推進策の一つとなっています。

トレンド【とれんど】

時代の趨勢、潮流、流行のことを指し、ファッション、マーケティング、経済動向分析などの分野でよく使用されます。個々の流行の意味としても使われ、長期的に見て人々が求めるものや時代の要請を探り、次の計画や企画に生かそうといった趣旨で使われることもあります。

[な行]

認知症【にんちしょう】

後天的な脳の障害により、正常に発達した知能が低下した状態をいいます。日本ではかつて痴呆と呼ばれていましたが、2004年に厚生労働省の用語検討会によって「認知症」への言い換えを求める報告がまとめられたことを受け、行政分野及び高齢者介護分野において「痴呆」の語が廃止され、「認知症」に置き換えられています。

ネットベンチャー【ねっとべんちゃー】

インターネット関連のベンチャー企業（新規に興され、創業からあまり時間が経っていない企業）をいいます。

農漁業集落排水【のうぎょぎょうしゅうらくはいすい】

農業集落や漁業集落におけるし尿や生活雑排水のことをいいます。これら进行处理する污水处理場を建設し、汚水を処理することによって、集落における生活環境の向上と海や川の水質保全に寄与することとなります。

ノーマライゼーション【のーまらいぜーしょん】

障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めることをいいます。

【は行】

パートナーシップ【ぱーとなーしっぷ】

友好的な協力関係のことをいいます。

‰（パーミル）【ぱーみる】

1000分の1を表す単位をいいます。

バイオマス【ばいおます】

バイオマスとは、生物（Bio）と量（Mass）を合わせた用語で、稲わら、食品廃棄物など、生物由来の有機性資源（石油や石炭などの化石資源は除く。）をいいます。

バリアフリー【ばりあふりー】

元々は「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去する。」という意味で、建築用語として使用されてきました。現在では「全ての人が社会参加を行う場合に存在する物理的、社会的、制度的、心理的なあらゆる障壁を除去する。」という意味で用いられています。

光ファイバー【ひかりふぁいばー】

光ファイバーとは、銅線等が電気信号により情報を伝達するのに対し、光によって情報伝達を行う石英ガラスやプラスチックを材料としたケーブルのことです。銅線のように外部からの電波などにより影響を受けたり混信することがなく、周辺の機器に影響を与えることもないため極めて高速・高密度な通信が可能となります。

不正アクセス【ふせいあくせす】

他人のコンピュータに保存されているファイルを盗み出し、又は改ざんする行為や他者のウェブサイトに対し、ID・パスワード等の不備やセキュリティホールを突いて改ざん等をする行為、法人等のサイトの個人情報盗み出す行為などをいいます。

不当利得【ふとうりとく】

契約などのような法律上の原因がないにもかかわらず、他人の財産や労務から利益をあげたことで他人に損失を与えた場合のその利得をいい、その損失を受けた者から利得者に対し返還請求することが認められています。

物件費 【ぶっけんひ】

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的経費の総称をいい、決算統計上は、職員の旅費、臨時職員の賃金、消耗品費、備品購入費、委託料などの経費があります。

不良債務 【ふりょうさいむ】

流動資産（現預金、未収金、前払い金など）を流動負債（一時借入金を除く、未払い金、前受け金など）が超える部分をいいます。

ブロードバンド 【ぶろーどばんど】

データ伝送の分野において広帯域のことをいいます。狭義には、複数の信号を同一のケーブルなどで送る方式を指し、近年では単に高速度で大容量のデータ転送のことを指すことが多くなっています。これにより動画の伝送など、ネットワーク上の高度なサービスが実現されています。

ペレット化 【べれっとか】

おが屑やかんな屑などの製材廃材や林地残材、古紙といった木質系の副産物・廃棄物を粉碎・圧縮し、成型して固形燃料とすることをいいます。

ポータルサイト 【ぼーたるさいと】

元々ポータルとは、港（port）から派生した言葉で、門や入口を表し、ウェブにアクセスするために、様々なコンテンツを有する巨大なサイトをポータルサイトといいます。ポータルサイトは、検索エンジン、ウェブディレクトリ、ニュース、オンライン辞書、オークションなどのサービスを提供するなど、利用者の便宜が図られています。

[ま行]**MOX燃料** 【もっくすねんりょう】

混合酸化物燃料の略称であり、使用済燃料中に含まれるプルトニウムを再処理により取り出し、プルトニウム酸化物とウラン酸化物とを混ぜたものをいいます。

モータリゼーション 【もーたりぜーしょん】

自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化することをいいます。

[ら行]**レセプト** 【れせぶと】

患者が受けた診療について、医療機関が診療報酬支払機関に請求するために提出する診療報酬明細書のことをいいます。

むつ市長期総合計画

平成20年3月

発行／むつ市

〒035-8686

青森県むつ市金谷一丁目1番1号

TEL 0175-22-1111（代表）

編集／むつ市企画部企画課

